

会

議

午前 10 時 0 分開会

○議長（竹内清二君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（福井祐輔君） 皆様、改めまして、おはようございます。

補正予算の追加事項が出てまいりましたので、ご報告させていただきたいと思います。

9月10日に発生しました大雨による被災のための復旧経費を予算化するため、本日9月12日付で専決により補正予算を追加したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

つきましては、報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第4号））を追加報告させていただくため、現在作業を進めているところでございますが、14日にご説明をさせていただく予定であります。

また、この専決処分に伴い補正額等の変更が生じるため、上程済みの議第60号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第4号）を修正させていただいた上で、第5号案件として差しかえさせていただくよう準備をしておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成30年9月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 2 分休憩

午前 10 時 7 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎会期の決定

○議長（竹内清二君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より10月2日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、13番 沢登英信君と1番 進士為雄君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、ニューポート市親善訪問について申し上げます。

7月11日から7月19日までの9日間、下田市と国際姉妹都市でありますニューポート市の姉妹都市提携60周年記念式典に参加をするため、私が15名の参加者とともに渡米をいたしました。

ニューポート市では記念式典への参加を初め、交流会等の行事にも参加し、両市の親善と友好を深めてまいりました。

次に、要望活動について申し上げます。

7月9日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の役員の方々と私が中部地方整備局に対し「伊豆縦貫自動車道の早期の全線開通等について」の要望活動を実施いたしました。

7月10日、川勝平太静岡県知事に対し、駿河湾フェリーの存続支援を求める要望活動が実施され、私が伊豆市、賀茂郡の町の議長及び議員の方々と出席し、要望書を提出いたしました。

た。

出席された議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。

7月20日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会、伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会並びに東駿河湾環状道路整備促進期成同盟会による平成30年度の合同促進大会が東京都で開催され、私が関係市町の方々と出席いたしました。

また、大会終了後に国土交通省及び財務省等への要望活動を実施いたしました。

出席されました議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。

次に、議員研修について申し上げます。

7月24日、平成30年度静岡県市町議会議員研修会が、静岡県コンベンションアーツセンターで開催され、私を含め10名の議員が出席いたしました。

この研修会では、キャスターで早稲田大学非常勤講師の宮川俊二氏による「報道と人権～メディアを読み解く力～」と題した講演がありました。

研修会に出席されました議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

次に、式典関係について申し上げます。

7月14日、「水師提督ペリー上陸記念式典」が横須賀市で挙行され、産業厚生委員会の橋本智洋委員長が出席をされました。

次に、他市からの行政視察等について申し上げます。

7月11日、大分県豊後高田市の議員5名が「観光振興事業の取り組みについて」を視察されました。

7月18日、静岡県牧之原市の議員及び関係部署の14名が「2020東京五輪サーフィン競技ホストタウンの取り組みについて」を視察されました。

7月30日、東京都荒川区議会の文教・子育て支援委員会の議員9名と教育委員会関係者により、委員会の区外所管施設の調査に伴う表敬訪問が行われました。

8月23日、宮城県石巻市の議員12名が「観光のまちづくり推進計画について」を視察されました。

次に、市長より提出のありました「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、「人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分事件の報告2件及び「公益財団法人下田市振興公社経営状況説明書」、「市税の概要」及び「下田市一般廃棄物処理基本計画」を配付しておりますので、ご覧くださいませ。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書1件でございます。

移植ツーリズムを考える会静岡県担当の樽林光弘氏より送られてきました「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書」の写しを配付してありますので、ご覧くださいませ。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたします。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第133号。平成30年9月12日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成30年9月下田市議会定例会議案の送付について。

平成30年9月12日招集の平成30年9月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

認第1号 平成29年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成29年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成29年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成29年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、報第8号 平成29年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第9号 平成29年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第3号））、議第58号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第61号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第63号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第64号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第65号 平成

30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第66号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第67号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第68号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

下総行第134号。平成30年9月12日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市市長、福井祐輔。

平成30年9月、下田市議会定例会説明員について、平成30年9月12日招集の平成30年9月、下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 黒田幸雄、総務課長 井上 均、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 土屋佳宏、防災安全課長 高野茂章、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 河井長美、観光交流課長 永井達彦、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 日吉由起美、福祉事務所長 土屋悦子、建設課長 白井達哉、上下水道課長 長谷川忠幸、環境対策課長 鈴木芳紀。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、新庁舎建設設計特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっております下田市新庁舎の議会ゾーン等における建設設計業務に係る調査研究に関する事項についてを議題といたします。

これより、新庁舎建設設計特別委員長 小泉孝敬君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

6番 小泉孝敬君。

〔新庁舎建設設計特別委員長 小泉孝敬君登壇〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） それでは、ただいまより委員会報告をいたします。

新庁舎建設設計特別委員会報告書について。

本委員会における審査報告について、下田市議会会議規則第107条に基づき、別紙のとおり報告いたします。

「下田市議会新庁舎建設設計特別委員会」調査報告書。

本特別委員会は地方自治法第109条及び下田市議会委員会条例第6条の規定により、平成30年7月4日設置されました。下田市新庁舎の議会ゾーン等における建設設計業務に関する調査研究することを目的とした本特別委員会は、平成30年7月13日、第1回新庁舎建設設計特別委員会を開催し、次の4点について調査研究課題とすることを決めました。

1、下田市新庁舎建設基本計画（平成29年10月）と下田市新庁舎建設設計・工事監理業務特記仕様書（プロポーザル）との相違について。

2、開かれた議会に対しての当局の認識について。

3、駐車場と稲生沢中学校の利用について。

4、建設費とランニングコストについて。

これまで6回にわたり慎重に審査を進めてまいりましたが、審査が終了しましたので、その経過及び結果について下田市議会会議規則第107条の規定により報告いたします。

現在、市当局では平成30年3月17日、下田市新庁舎建設設計・工事監理業務プロポーザル公開ヒアリングを実施し、同日、下田市新庁舎建設設計監理業務プロポーザル選定委員会が開催され、設計業者を決定し、新庁舎建設基本設計等の作成を進めているところです。

プロポーザル方式は、あくまでも業者選定の手法であり、設計の自由度が確保されるものです。選定直後の当局の説明では、変更は可能であるとしていたものが、数か月後には変更は不可能としていることは、理解しがたく不信感を抱かざるを得ません。

また、下田市新庁舎建設基本計画からプロポーザルまでに大きな変化が生じています。平成29年10月に発表した下田市新庁舎建設基本計画の理念である、機能性、安全性、経済的持続性、下田らしさに照らしても、そのゾーン分けには疑問点が多いことから、改善を求めるものです。

市の公務を行う事務所である庁舎を市民の集いの場とし、議場を利用頻度が低いとの理由から、開かれた議場として、議会ゾーンを1階に配置し、市民が全ての多目的利用に使用出来る開放型議場の提案ですが、庁舎は「公の施設」ではないため、公民館や市民文化会館とは異なり、市民の利用に供することを目的としていない施設であり、多目的利用には制限があることを市民に対し充分説明すべきです。

将来、中学校統合までを考慮し、その後の稲生沢中学校跡地の利用の仕方、駐車場の在り方、また、校舎等の活用について、プロポーザル案が提案されているものの跡地利用については、十分な審議がされていないため、検討すべきです。

1階部分の下田プロムナードや陽だまりひろば、2階の風まちテラス、屋上の花園等は庁

舎に必要不可欠なものではなく、建設費を高騰させ、ランニングコストを引き上げることに
なると懸念されます。

また、1階の利用方法等については、駐車スペースが多くあることから、市民の利用や業
務遂行を容易にするために、下田市新庁舎建設基本計画に基づき、執務室等を配置すべきと
考えます。

庁舎は安全、安心はもとより、市民サービスの充実につなげること。将来を見据えた無駄
のない造りや維持管理費の逡減化を図ることが必要です。今後は、計画実行に際しそれらを
活かし、再検討を求めるものです。そこで、次の意見を付して本委員会の調査報告といたし
ます。

記。

1、下田市新庁舎建設基本計画（平成29年10月）と下田市新庁舎建設設計・工事監理業務
特記仕様書（プロポーザル）との相違について。

（1）下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会の答申を踏まえた下田市新庁舎建設
基本計画を基に考えるべきで、その下田市新庁舎建設基本計画中にある「使いやすい、働き
やすい、持続的で経済的な施設」、この3点が重要であり、「1階は市民のために」を優先
し、市民の利用頻度の高いゾーンの配置とすること。

議会機能は一度配置すると、変更が困難な機能であり、1階に配置した場合、市民ニーズ
や災害等、社会情勢の変化に対応できず、業務遂行に影響を及ぼすことが考えられるため、
議会ゾーンではなく市民の利用頻度の高いゾーンの配置とすること。

（2）当局の計画案は下田市新庁舎建設基本計画の建築計画検討における機能とゾーン設
定において、必要不可欠とされた健診ゾーン（健診室、消毒室、相談室、調理室等）が除外
されており、稲生沢中学校閉校後の施設を使用する計画となっている。しかし、健診施設の
重要性から考え、下田市新庁舎建設基本計画のとおり新庁舎内に配置すること。

2、開かれた議会に対しての当局の認識について。

（1）当局は、議場をコンサートホールや講演会場に開放することが、開かれた議場にな
るとの認識だが、議場を含め庁舎は、市民に貸し出せる場所（公の施設、地方自治法第244
条第1項）ではなく、市職員が事務執行する場所（地方自治法第4条）である。市職員が仕
事をしやすく、仕事を通して市民サービスをする場所とすること。

（2）議会機能は、議員が市民の代表として、十分な審議と調査研究ができる環境とする
こと。政策形成機能や市当局への監視機能を備えた独立性を確保すること。また、議場の目

的外使用（多目的利用）は、議会に關することとすること。

3、駐車場と稲生沢中学校の利用について。

（1）敷地の形状から駐車場の確保が困難となっており、下田市新庁舎建設基本計画では90台必要とされているが、70台しか配置されておらず、更に職員の駐車スペース80台を考慮すると、別に駐車場を確保する必要がある。駐車場が確保できれば、長期に亘る維持管理、運営経費にも充分配慮した設計が可能となるため、検討すること。

（2）稲生沢中学校の跡地については議会でも市民の間でも論議が充分されていない。しかし、閉校後は、駐車場や校舎等の活用が見込まれ、市民ファーストを念頭に検討すること。また、稲生沢中学校閉校後の利用について、市民の英知が集められるような取り組みとすること。

4、建設費とランニングコストについて。

（1）下田プロムナード、陽だまりひろば、風まちテラス、屋上花園については見直し、再生エネルギーや自家発電等防災機能の充実を図ること。

（2）人工地盤は、玄関機能と位置づけ、その他の利用については、充分検討すること。

（3）約50年使用すると思われる庁舎をしっかりとチェックし、建設費及び維持管理費のコストダウンができる庁舎を建設すること。

以上であります。

○議長（竹内清二君） ただいまの新庁舎建設設計特別委員長の報告に対し質疑を許します。

7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 小泉委員長、暑いところ本当にご審議ご苦労さまでございました。

委員長に対しては、今、報告をいただきました内容、加えて、去る8月29日に全協をやりました。このときに、委員会に提出された資料が我々にばさっと配付されたわけです。したがって、これらの資料に基づいて9項目にわたって質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。項目が多いので、ゆっくりとスローペースで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1点目ですが、下田市は、確かに3月17日、下田市新庁舎建設設計及び工事監理業務のプロポーザル選定委員会が最優秀者に選定した安井・池田・堀越英嗣ARCHITECT 5共同設計企業体と去る3月29日、金額1億3,964万4,000円を随意契約により業務委託の契約をいたしました。そして、ただいま委員長が報告されたとおり、この下田市の議会は、6月議会において委員会を設置すると。そして、6回にわたる委員会の審議を経て、ただい

ま委員長の報告をいただきました。ここで質問いたします。

よりの確な委員会審査を行うためには、受注者から設計提案概要の説明を聞き、疑問点の明確化を図ることが大切なことであったと考えます。ただいま委員長報告、委員会の討議資料を見ましても、そのような手続をとっておらないようですが、受注者の説明を求めなかった理由についてお聞かせください。あわせて、委員から、一度もそういった説明を求める発言はなかったかどうかという点も含めて第1点目質問いたします。

次に、第2点目。プロポーザル選定委員会、この構成は、有識者が2名、それから県の職員、それでここの副市長、そして審議委員3名と、7名で構成されました。その審議の結果を見てみますと、資料の中でわかるんですが、審議結果全体で700点満点で、受注者が586点、そして次点が551点でありました。2点目には、選定委員会の7名中、受注者がよいと言ったのが4名、それから次点が3名、これが2番目です。

3点目に、特にこの委員会で焦点にいたしました機能的で使用しやすい庁舎、これについての委員会の結果は、受注者が3人、それから次点が2人、同点が2人で7名でした。そこで、全てのこういった提案者、受注者ですね、受注者が審査結果を見れば、いわゆる受注者がいいという評価をこの委員会に行ったわけでありすけれども、委員会としては、この結果についてどういう評価をしたのかお尋ねいたします。

3点目、これは8月29日に配付された資料でありますけれども、区長連絡協議会が去る7月18日に開催されました。そして、この委員会に対して議事録らしいものが配付されております。これをまず聞きたいと思います。このいわゆる議事録的なものは、渡辺区長会長の了解を得たものであるかどうかというのが1点。いいですか。

それから、2点目に、米印で反対意見を発言する雰囲気ではなく、強引に賛成のアクションをもって結論としたと。区長会の責務を逸脱している行為ではないかと疑問があると掲載をされているのであります。議事録として、このような記載をされたことは、私自身は長年の議員生活の中から不適切であると、特別委員会に審議資料として提出するにふさわしくないと、こう思いますけれども、特別委員会は、この議事録的なものをどう取り扱いされたのか。また、一体誰がこの議事録を作成したのかをお尋ねいたします。よろしいですか。

5点目、いいですか。

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 大川議員、質問が多数ですから、1つずついけば。一度に全部ですか。

○7番（大川敏雄君） 一度にやらないと、3回の制限があるから、これはやります。いいで

すね。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○7番（大川敏雄君） 4点目、下田市新庁舎建設基本設計にかかわる議会関係の検討会について質問いたします。

ご承知のとおり、下田市の市議会は30年3月のこの定例会におきまして、予算で29年度の補正予算を事業予定費1億4,042万6,000円と、契約は29年度中に契約すると。30年以降支払いますよという債務負担行為を承認すると同時に、この30年度予算で新庁舎建設調査委託費9,577万5,000円を3月16日の最終日に承認いたしました。そして、第2次審査、つまりプロポーザルの公開ヒアリングと選定委員会が3月17日に行われ、ほとんどの議員はこれに傍聴に行きました。そこで、最優秀者として安井・池田・堀越英嗣ARCHITECT 5共同設計企業が選ばれたわけです。そして、新庁舎建設管理等業務委託の契約が3月29日に同企業と締結をされたわけです。そこで、ここから質問ですよ。

第1回の議会関係施設検討会は、ご存じのとおり3月17日の公開ヒアリングの土曜日の2日後に第1回の検討委員会が3月19日に開催されました。そして、第2回目が2カ月半過ぎた6月5日に開催されているわけであります。私は、この2カ月半の空白期間、これが課題解決をより難しくしたのではないかと思います。時は金なりと言いますけれども、特別委員会でのその視点からの議論はなかったのでしょうか。よろしいですか。

5点目、事業スケジュールの遅延による問題点でございますが、29年10月策定された事業計画では、平成30年度に基本実施設計を完了し、造成建設工事に着手を予定すると。そして、平成32年度内の竣工、平成33年度の供用開始を目指すというのが基本計画の事業スケジュールでありました。そして、下田市新庁舎建設設計・工事監理業務の特記仕様書によれば、設計工期は、基本設計は平成30年10月1日月曜日まで、実施設計は平成31年5月31日まで、この今言った設計工期も、事業計画の事業スケジュールと比較しますと、2ないし3カ月遅れております。この要因は、平成29年9月議会において位置変更の議案が否決され、29年12月議会で位置条例の改正が承認されたことによるものと私は推察いたします。

去る7月24日、市長は定例記者会見で、庁舎建設が1年遅れた場合、市の実質負担額が6億円増える可能性もあり、最悪の場合、新庁舎の建設に影響が出るという見方を示しております。このようなことになれば、下田市のこの議会の責任というのは大変私は重いと言わざるを得ません。特別委員会はこの点についてどのような審議をされたかお尋ねいたします。

次に、6点目、特別委員会からの要請により、議長は新庁舎建設に関し6項目の質問を提

示し、8月29日開催の市議会全員協議会での説明を求めました。市長は、議会からの6項目の質問、1、下田市新庁舎建設基本計画と当局案における多くの相違点について。2、プロポーザル提案の原案に近い状態のものを当局案としている点。3、公の施設でない庁舎を市民の集いの場とする理由について。4番、1階の利用方法及び1階を市民窓口でなく議会ゾーンとしている理由について。5点目、中学校統合後の跡地利用について。6点目、当局案によれば、建設費の削減が可能と思われる点について、丁寧に実は協議会で一つ一つの項目について市長答弁という形で見解を述べられました。この市長答弁に対して、特別委員会はどういう評価をし、検討、審議をされたのかどうかお尋ねいたします。

7番目、庁舎は公の施設でないため、多目的利用には制限があることを市民に対して十分説明すべきであるという委員会報告がございます。国の公共施設等総合管理計画では、公共施設を3割削減という目標にしており、本市においては、公民館は中央公民館以外は廃止する方針もあります。市民が広く集まれるような使用しやすい庁舎を目指すことが私は大切だと思います。したがって、未利用者には、市民利用や市民の活動の支援につながるよう市民ニーズに応じて、積極的な対応をすることが必要であると思います。したがって、委員会報告には納得できないわけです。何ゆえに多目的利用に制限があることを市民に対して十分説明すべきであるという、その理由を聞かせていただきたいと思います。

また、議場の目的外使用は、議会に関することと限定しますと、これが報告書になっております。そこで、審議会、いわゆる庁舎の審議会の答申の附帯意見を見ますと、他の用途にも使用できる汎用性を持たせることが必要とし、議場の開放を進言しております。汎用性というのは、いわゆる広く全般にということです。そういうようなことで、大いに進言しているわけです。

基本計画を見ますと、閉会時の兼用利用を想定した汎用性の高い利用が望まれると、こうも言っているわけです。現に高浜市庁舎議場の利用に関する要綱が28年12月20日に、市民のまちづくり活動に資するため、この要綱が制定されている一つの事例もございます。

2040年には下田市の人口が1万5,000人に減少するということが推定されますが、議場を初め庁舎を市民のまちづくり活動に利用していくことは、時代の趨勢と私は考えております。したがって、議場の目的外利用は、議会に関することに限定することは適切な対応でないと考えておりますが、委員会での審議の内容を説明していただきたいと思います。

次に、8点目、1階は議会ゾーンでなく、市民の利用頻度の高いゾーンの配置と、こういうことでありますが、今回の提案は、財政基盤が弱体である当市の財政需要を鑑み、低層化

による共用部の面積を縮減、あるいは低層鉄骨構造採用によるコスト削減、稲生沢中学校施設の活用及び周辺地域の日照権の配慮等々、建設コストの削減及び環境対策を図るため、基本計画では4階建てであったのを3階屋としてコンパクトな庁舎となっております。議会が開催されていない期間は閉鎖されており、約10カ月は実際は未利用となっております。未利用時の目的外活用を市民の生涯学習及びまちづくり活動に資することは、開かれた新庁舎という観点から私は評価できると思います。そして、稲生沢中学校を一体として活用し、広く市民が集まる拠点とすることが望ましいと思います。1階に市民が来やすい庁舎を目指す提案となっており、議会ゾーンも一翼を担うことが大切だと考えます。委員会審議において、この視点からの意見は出されなかったかどうかお尋ねいたします。

あわせて、委員会の報告では、議会ゾーンは何階に配置するということは、報告書には明記されておりませんが、具体案があればお示しいただきたい。

最後に、9番目、健診ゾーンを新庁舎の配置についてであります。

健診ゾーンは、稲生沢中学校の施設を建設コストを削減するという観点から、利活用すべきであるという意向は、私もかつて一般質問もしましたし、委員会等においてもそういう意見が出たんだろうと思います。そういう意味では、この案は、むしろ私の印象としては、議会側から出されたものと認識をしているのであります。私は、健診機能を稲生沢中学校の技術棟に配置することはやむを得ないと思います。報告書では新庁舎に配置すべきであるという見解でありますけれども、建設設計の仕様書によれば、施設の延べ面積は5,000平米となっております。健診機能、これは基本計画でございますが、450平米を想定しておりますが、具体的な配置計画の考え方がありましたら教えていただきたいと思います。

以上、9点質問をさせていただきますので、極力漏れのない形でひとつ整理をしながらご答弁をいただけたらありがたいと思います。（拍手）

○議長（竹内清二君） 傍聴人に申し上げます。

静粛に願います。静粛に願います。

答弁をお願いします。

〔新庁舎建設設計特別委員長 小泉孝敬君登壇〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 大川議員の質問、多岐にわたりますので、項目がちよっと多いですから。ただ、その中で、お答えする前に、区長会のご質問が3番目ですか、あったかと思うんですが、当委員会ではそういったことは一切議論も資料も……

〔「あるじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 議論もされておられません。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） 答弁中でございますので、静粛にお願いいたします。

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 大川議員に言います。これは委員会の報告書ではありませんし、当委員会は庁舎に関してのことですから、例えば、答弁に入る前に一言だけ委員長から断らせていただきますけれども、当局の委員会、その他、ほかでのあれは一切、我々の目的が新庁舎をどうするか、特に特別委員会を設けたのは、議会ゾーンのことが中心であって、この4項目について話したので、区長会等の話は一切ございません。これははっきり申し上げます。

〔「資料」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 資料、それはどこの資料か私にはわかりません。私の手元にはございません。

〔発言する者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） なぜかと問われても、それは私の手元にないですから、そういう話し合いも……

〔発言する者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 一切そういう話はしておりません。

〔「あなたが言ったじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） それでは、よろしいですか。それは後で、一番最後にちょっと回していただいて。

それでは、第1問目でございますね。確認しながら、大川議員、ちょっとよろしいですか。確認しながらお答えしますけれども、なぜ業者を呼ばなかったかということでございますよね。これについては、委員会の中でも業者を呼ぶべきだという意見も、少数では確かにございました。ただ、我々委員会としましては、いわゆるこのプロポーザル案、当局の意見であろうと。業者を呼ぶことについては、当局から話を聞くのがまず我々先決だろうと。まず、第1回の委員会で、呼ぶべきか協議会の中でもございました。それよりも我々の中で、この4項目にわたって意見を取りまとめて、当局の意見を聞くのが筋だろうと。そういうことで業者は、途中の経過で、中立的な業者を呼ぶべきだというふうな話もございましたんですが、当局案に沿って話をする場合、委員会の中でも、プロポーザル案の前にもいろいろな業者という話も確かにありました。ありましたけれども、これは我々と当局が出した案との研究

課題だということで、当局の意思をそのまま聞かなければ、プロポーザルの業者を呼んでも始まらないというところが大多数の意見になりまして、その4項目に絞ってやるから、いわゆる呼ばないということに決定したわけでございます。

〔「意味不明」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 呼ぶことはない、よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） それから、あと4対3になった例の選定委員会の話ですか、選定委員会の。それについても、初めて資料を我々、それまでは実を言うと、委員会の中で審議会がどういうことを話し合ったんだと。選定委員会もどういうことを話し合ったんだということが、全て我々わからなかったわけですから、その資料を当局に出してもらって、そこで初めてその資料を見たわけですが、点数、その他、大川さんのところにある資料と同じだと思うんですが、4対3ということは非常に拮抗しているなど。拮抗しているなという案で、我々の中でも最終的には4対3でなったわけですが、3の意見の人もあったり、一部、4の今のプロポーザル案のいいところもあるし。ただ、突き詰めていったら、やはり我々の一番の違いは、1階が議場になっているところだなということで、全員の意見で、そこまでの討論しか実はしていません。というか、そこから先は、研究課題がなぜ1階でなければならないかということが重点的に今回の委員会としては重要な課題だったわけですから、プロポーザル案がそのまま当局案になっているというような話もあって、そこからがもとですから、4対3になって、いや、こっち、その他の内容がこっちがどうだ、こっちがどうだという、その個人的な意見までは、なかなかそこまでは我々としては踏み込めない。誰がこうやった、誰がと、そういうことも個人情報でもありますし、踏み込めないところがあって、その数字だけをいただいて、それで判断し、資料としていただいたということだけでございます。

〔発言する者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 先ほどの……

○議長（竹内清二君） 傍聴人に申し上げます。

静粛をお願いいたします。傍聴人は、傍聴に入る前にお手元にご通知いたしましたとおり、議事については、可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命

じますので、念のため申し上げておきます。

〔「支離滅裂じゃないか。しっかりちゃんとはっきり説明させろ。意味が通っていないんだよ。議長の責任だ、それは」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 答弁をお願いします。

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 静かにさせてください。

○議長（竹内清二君） 答弁中でございますので、答弁をお願いいたします。

〔「意味が通っていないんだよ。日本語になっていない」「静かにしろ」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 3番に関しては、先ほども言いましたように、全く我々は資料、そういう討論も一切していません。これは断言します。何をもってそういう質問が来るか、私自身もわかりません。

〔発言する者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） それは私自身もその資料はありませんから。おかしいと言われても、それこそおかしいです。

〔「許可を得ない発言にいちいち対応するのは」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） わかりました。

○議長（竹内清二君） 回答を続けてください。お願いします。

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） はい。

それから、4番目の検討会、2カ月の空白ということに対して、これは大川議員も言われましたように、3月と6月、我々、検討会、6月の最終的なところで、プロポーザルのあれが今出されたわけですがけれども、そのときに報告書もあるように、変更はききますよと、いつでも変更は、プロポーザル自体がそういうことを特徴としている設計業者といいますか、プロポーザルの設計業者を選ぶのをなぜプロポーザルにしたかという、いろいろな形で変更ができるよというふうな、そういう設計業者を決めるだけですから、それがそのまま当局案になったわけですから、我々は9月までいわゆる議会という、また委員会等で変更ができると思っていましたから、そういったあれで、いつでも変更、いろいろな意見で協議をすれば変更になるんだなというのが大前提にあった。それで、委員会としても、2カ月間、あるとき変更がきかないという、これがほとんど基本的な理念は変わらないよというようなことが説明会でお聞きしたので、これは大変だということで委員会を設けたという流れです。よろしいですか。

○議長（竹内清二君） 回答をお願いします。続けてください。

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） それで、あと予算的には、確かに大川議員が言われるように、緊防債も大変だねという話は、委員会の中ではございます。その結論については、今後、皆さん、早くはつくらなければいけないなということは認識はされて、当局との接点を見つけようという、これが委員会の中でのあれですから、今、それを結論を出すのは。ただ、予算に対して、新聞報道等も、一部ちょっと我々の認識と違ったところがありますけれども、全体としては、コンパクトで、できるだけこの日程に沿ってやらなければならないというようなところは、全員の意見の認識としては何とかしなければというふうな、そのためにこの特別委員会をやっているわけですから、見解はかなりいろいろな形で相違はありますけれども。

それで、公の施設、これとの認識ですか。全協ですね、その前に。6番、全協で市長との、これもこの間、全協のときに大川議員には説明したとおり、委員会の中で市長を呼んで話を、いろいろ委員会とのこれをやるべきだということもあったんですが、当時、出席していただいた副市長の言葉、その他、課長の言葉、その言葉がいわゆる副市長の言葉自体が、いわゆる市長の言葉だろうというふうなこともありまして、これはなかなか市長と今の時点でいろいろあれしても、そうは基本的理念というか、はっきり言って、1階が議会ゾーンというの、なかなかこれは課題も多いなということで、それよりも、なぜそういうふうな形になったかというのを委員だけでなく、大川議員とか、その他、疑問を持った議員もおられるということで、全員の前で市長に語ってもらったほうがいいんじゃないかという結論に達して、全協でその6項目について市長に述べていただいたんですが、その後は、まだそれについての細かい議論は委員会ではしてございません。全体を聞いたわけですから、それで委員会の結論を出す云々とはまたちょっと違うと思いますので。

あと公の施設の30%削減、いわゆる公の施設に対しての認識といたしますか、1つには、我々の中でも、なぜそういうみんなの、もちろん大きな違いは、やはり市役所は、我々委員会の中では、職員が仕事をしやすくするのが第1番だろうと。あとは、区長さんを初めいろいろな方、市民の相談もございましょうし、直接いろいろな相談事、区長さんのうちも、そういう動線も考えた場合、いろいろな形で来るのが市役所で、市役所ではいろいろな催し物をするところはちょっと違うんじゃないかというような認識がございまして、あくまでも市役所自体は、仕事、いわゆる事務等もしやすくするため、または当初、計画案にあった健診ゾーンなんかもそうですよね。お子さんたちがいろいろな形で来たり、そういった市民の市

に関するいろいろな相談事が中心であって、いろいろな娯楽的な、ちょっと言えば、観光施設だとか、そういうのとちょっと違うのではないかというような認識から、やはり文化会館だとか、そういうのとやはり違うだろうと。

今、稲生沢の公民館もございますよね、集会所も立派にされて。そういうところとか市民文化会館もあると。確かに今、各地区、公民館を削減という方向にありますけれども、今、下田全体を見れば、構想の中にも体育館を多目的ホールにしようとか、稲生沢もございませよ。あの周りも、稲梓でも集落センターだとか、各地区に集会所があったり。一番はやはり道の駅にも会議場があったり、そういったところを全体を考えてみれば、人口が減っていく中で、そういう施設はかなりあると。そういったわけで、あえて議場をつくって、そういった議場を多目的に使用するのはどうかなというふうな、それが果たして合っているか、そういう判断からですね。

〔「議会の権威はどこにいった。ちゃんと答えろ」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 議長。

○議長（竹内清二君） ご静粛をお願いします。

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） それから、汎用性について、汎用性、これは審議会でも、やはり議場汎用性というのは項目で、何番かの重要事項で出ていますよね。それを受けて、プロポーザルでも、我々委員会の中でも、課長も数回汎用性、副市長も汎用性、市長もこの間、汎用性というのを重要課題に。いわゆるそれをもとにもう一文、私、委員会でちょっと気になったのは、やはり利用頻度という問題がきて、利用頻度イコール汎用性みたいなところがあって、汎用性ということは何回も出てくるんですけども、果たして利用頻度がないから議場にそういう汎用性を持たせると。そのためには1階だというふうな、こういう一本の線。これでいいんだろうかというのが委員会の中でも。だから、それは確かに議会が、一文で議会に関する、他市町のことを、中には河津町さんなんかは開票に使っていますね、議場を、開票の。そうしたり、よそのところでは、子ども議会のために、宣伝をするために前にちょっとコンサートをやったりとかというのはありますけれども、純然たる、誰もがいろいろな形で、地区の何かの催し物があったのを全てにそこでやっているかといったら、そういうところはたしか県下でも、他市町でもないんじゃないかと、自由に、フリーにですね。この部分で見ると、我々委員会の中では、多目的に全てのものに使えるというふうな、確かにそれでいいのかどうなのかというふうなこともありまして、それはちょっと違うんじゃないかなという結論です。

あと8番目の何階がいいかというのを書いていないというふうなことでございますよね。委員会の中では、いわゆる1階以外で、1階はとにかくまずいだろうと。それが3階になるか、いろいろ意見はございましたよ。いわゆる今の中学校のところを使って、それはちょっとあれだろうというふうな。だから、とにかく何階という、3層であれば、当然今の状態でいけば、1階でなければ3階というふうな形にはなってくるかと思うんですが、技術棟のところという意見もあったんですけれども、今の時点では、1階が議会ゾーンになって、とにかくこれが訂正されなければ、我々としては1階以外であればというふうな、1階はまずいよというふうな、できれば、おのずと残るところは、やはり2階は市民ゾーンという形になれば、3階。とにかく1階はまずいよというふうな。ただ、3階にしろとか、そういう議論には、とにかく最終的には1階はまずいよというふうな結論です。

それから、健診ゾーンですけれども、やはり当初の基本計画では4層になっていたと思うんですよ。当初、我々の委員会の中でも、この案が、4層の案と3層の案で、ほとんど健診ゾーンが入っていたわけですね。これはいいんじゃないかというふうな、1回ちょっともとへ戻すべきじゃないかなというふうな、もちろん後で中学校、駐車場もその他、中学校のあれを検討すべきという一文をだから入れてあるわけなんですけれども、当時は、最初は、中学校利用にはなっていなかったわけですから、その中学校の利用についても、将来どうだというのは、十分議会と当局の中でもされていませんから、いずれはそうなるだろうなというふうなことは、統合が決まりましたですからね。委員会の中でも、いずれそれは大いに活用、いろいろな中学校の活用できるところはすべきだろうという話にはなっていますけれども、一旦は健診ゾーンは、当初の案が基本計画の中にある健診ゾーン、市民ゾーンが1階であるべきだろうというふうなのが審議会のもとにつくられた、この青い部分の何ページでしたっけ、そこにある案が中心で我々は考えたわけですから、51ページにある。そういう意味で健診ゾーンは、もとの最初に戻してからちょっと考えてみたらどうかという、そういう結論です。

さっきの3番ですけれども、3番、大川議員が言われた3番、区長会、これは全く、再度繰り返しますけれども、委員会ではそういう話は一切……

〔「発言して」と呼ぶ者あり〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） 委員会では……

〔「発言しているよ、聞いているもの」「うそをついたらだめだよ、議会に、市民にうそをついていることになるよ」「静かに」「騒ぐな、発言しているだろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 傍聴人に申し上げます。

静粛をお願いいたします。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

〔「議事がとまっている」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午前 11 時 12 分休憩

午前 11 時 22 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

〔「議長、1 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 補足ですか。補足の説明ということでよろしいでしょうか。

1 番 進士為雄君。

○1 番（進士為雄君） 大川さんの質問の中の9項目全てに答えるという話にもなりませんかわかりませんが、まず補足説明ということで、私の委員会に入っていた中での話をちょっとお伝えしたいと思います。

まず、限られた時間の中で特別委員会はやっていかなきゃいけないと。当然これから工事発注等がありまして、それをなるべく遅らせないためにも、8月いっぱいぐらいにまとめようと。ですから、限られた時間の中でどれだけできるかという中では、若干不足のところもあるかと思います。例えば業者を呼べなかったとか、そういうことも何かというと、限られた時間の中でやるという一つの考え方が委員会の中にありました。ですから、当局の案がイコール業者の案だろうということで進めてきたというふうに思います。

その中で、1つは、プロポーザルに対する評価になるわけですが、これは私は意見は述べたつもりではいるんですが、最終的に特別委員会の意見書として載っておりませんけれども、選定委員会の中では、3案と4案が大体絞られてきていると。3案と4案の要するに内容を見ますと、3案というか、次点の案につきましては4階建て、1階、2階にいわゆるそういう執務室の機能を配置されているんじゃないかかと思っています。4案については、採用された案につきましては、先ほど8番目に低層になったと、この辺については選定委員会の中でも評価されているところというふうに思います。

もう一つ、私は思ったのは、6案だか7案でしたかね、プロポーザルに出された案の中で、

要するに次点のものと採用されたものと2つに絞られてくるんだろうなと思ったのは、やはりほかの案は、単純に足げたを回して、下を全部駐車場にするような案ですね。あと3階、4階に執務室を設ける案になっているわけですがけれども、余りにも短絡的な考え方だなと思いました。そういう意味からして、この2つの案に絞られたんだろうと思いますし、要するに採用された案の中で、先ほど4名という話がありましたけれども、動いたのは、やはり国道からの接道が次点の案は、要するに玄関機能が見えないので、どこが玄関かわからない。7割ぐらいの人が国道から入ってくることから考えると、やはり建物というのは、どこが入り口かわからないという建物はいかなものかというふうには思いました。そういう面では、人工地盤にかなり大きなお金をかけてでも玄関機能は設けるべきだろうと。特別委員会の報告の中でも、人工地盤は玄関機能としてやっていくべきだろうと。特別委員会の中で駐車場が少ないだ多いだとかという、そういう議論がありました。ただ、その中で議論が多くて、その後に玄関のいわゆる人工地盤のところを10台ぐらいの当初、駐車場を十五、六台とめるような、いろいろなことを当局は考えて、少しその案も見させていただきましたけれども、余り駐車機能というものに進めますと、要するに玄関機能が玄関機能をなさないということで、玄関機能をきちんとやりなさいという言い方が今の報告になっているわけですね。

当然、今の中学校跡地については、これは将来使えるというのは、誰もが見たってわかることなんです。そういうことを考えていきますと、例えば1階と2階に配置されている駐車台数が基本設計ですか、審議会等がやっていたものより少なくとも、将来的には間違いなく中学校の一部を使えると、全部を使うというわけにもいかないでしょうけれども、そういうことになるんじゃないかと。そういう面では、やはり玄関は玄関としてしっかりやりなさいと。それをやらないと、逆に言うと、今度、国道のほうにご迷惑をかけると。どこが入り口かわからないと、国道に滞留するようなことになると、交通に問題が出てきますので、スムーズな動線が必要だろうと。そういう面からして、玄関機能、要するに人工地盤のところに入ったときに、例えば下に執務室があったとき、例えば建設課、防災室があったときに、下に矢印を出せるわけですね。ただ、今の3階に執務室があると、3階ですよ、1階下へおりたときに、要するに議会の機能だけと、それに市民ゾーンみたいなものがあるんですけども、何もないんじゃないかと。これでは幾らなんでも、ちょっと動線がおかしいだろうと。ですから、何かというと、執務室含めて1階、2階に配置すべきだろうと。当然建設、産業、防災、災害のときには、現場に出るときも多いし、当然現場に出る場面が多いところ

は、やはり駐車場の付近にあるというのが、仕事もしやすいし、そういうことを考えれば、執務室が1階、2階、ここが大きな議論になるわけです。

健康診断室というんですかね、子供の診断しているところが今もあるんですけども、ここが基本設計には中に入っているわけですけども、当然中学校の一部があくという、要するに基本設計のときには、まだ中学校が統合するということをはっきり言い切れなかったところがあるので、恐らく審議会も含めて、今の大きな建物というかな、今度つくる建物の中に全てを入れろというような考え方を持っているんだろうと思いますけれども、恐らく坪120万円か150万円かわかりませんが——する建物に使ってくるということを考えてみると、今ある技術室とか、ほかに使えるところが、体育館とかなかなか難しいかもわかりませんが、技術室を改良してやっていくということによってコストダウンを図るということは当たり前のことだろうと思うんですね。

ただ、要するになぜここで健康ゾーンを入れろと言っているのかというのは、やはり当局のほうから、要するに健康ゾーンをなぜ外へ出したかというか、中になかったかという、そういう説明をしっかりとしていないところが、我々もそれに対して質問もしなかったかもわかりませんが、そのことだと思うんですね。

やはり例えば建設コストが20億円と言われているんですけども、健康診断室を外へ出すことによって、まず今回発注する本体工事みたいなものですね、これが例えば19億円なのか。要するに技術室を使えば、あと1億円の余裕の中で5,000万円のできるから得なんだよと、そういう説明があれば、若干遅れてできても、それは納得する議員は出てくるんだろうと、そういうふうに思います。

やはり議会のほうは、執行側ではありませんから、工事の完了には協力しますが、要するに議会が3階だとか2階だとか、そういうことではなくて、問題を指摘し、その問題を受けて、そういうものをまとめて発注するのは執行側の責任だと思うんですね。ですから、遅れるとか、遅れるからどうだこうだ、期限がいつだからといって、じゃ、審議を疎かにするかと、そういうわけにはいきませんよね、疑問がある以上は。ですから、例えば遅れて6億円とか何かって、これは幾ら何でも執行側の責任がないんじゃないかと。それまでにまとめるという。議会のほうも、2カ月、3カ月、本当はもっと細かく特別委員会をやって、細かなところまで審議したいところなんですけれども、そんなことをやっていたら、今言うけつには間に合いませんから、1カ月ぐらいの審議の中で決めていった。お互いにその辺は認め合ってやっていかないと、やはり期限までできませんから、ぜひともその辺のところをお

願いたいというふうに思います。

ですから、3月17日から6月に対して空白期間がある。3月の中でやはり議場が下だというような意見はあったわけですから、そこをどうにかまとめるためには、積極的に説明を当局から求めることが必要だろうし、要するに変更も考えているかもわからないものに対して矢継ぎに話はできませんから、こちらは待っていたようなところもあるかと思います。ですから、そういうことが私の議会の中での考え方と、ある程度は皆さんも似たようなところがあるかと思います。

これが全て1から9に対しての質問に答えたとは思いませんけれども、それともう一つ、公共施設ですね、人口減になって、3割ぐらい減ると。これは減らさなきゃならないという考え方があるというのはわかっております。

ただ、例えば稲生沢公民館であれ、集落センターであれ、朝日公民館であれ、これが公民館としてはおろしたとしても、集会所とか、少しランク——ランクという言い方はちょっとおかしいですけども、要するに市が管理するものから地域が管理するものに移るということも十分考えられますし、そういう計画がはっきりしていない中で、議会を下に、これは物すごく重要なことで、議会が下に行くかいかないかということはですね。確かに議会を開放するということであれば、議会が下にあることがよからうかと思いますが、私は仕事とやはり市民の利用から考えれば、駐車場、動線を大事にするということであれば、下に、1、2階にそういうものを配置するべきだと、これは委員会の中で皆さんがほぼ共通するところだと思いますし、公共施設の3割というもので議会を開放するんだということで1階に配置するというのはいかがなものかと。仮に3階であっても、別に会議とか何かは、どういう形で、これどちらが権限を持つかわかりませんが、議会の承認であればやればよいという考え方を持っている議員もいっぱいおりますし、そういうことの中で考えれば、1階、2階は執務室だろうと。

特にやはり人口減になっていったときに、議会というのはなかなか汎用がきかない施設ですから、1階に配置した場合、形も変えられませんし、特に前に駐車場と中学校の跡地の利用を考えたときに、汎用がきかないような議会が1階にあったら、恐らくその周りの利用と、今度は執務との関係がうまくいかないだろうと思いますので、ぜひともその辺のところの考え方を理解していただきたい。

これはちょっと委員全員の意見かどうかは、はっきり言いかねますけれども、今、1から9の考え方というか、質問の中での一部というか、その辺の説明、足りないというか、足り

ないところの補足というふうに考えていただいて、ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 同じ会派の進士議員が補足説明をしていただいたわけですが、内容によってはなるほどという部分もありますし、委員長報告とあわせて、ちょっと私の私見と違うなど。私は、今回の質問は、自分のいわゆる意見を含めた形の質問をさせていただきました。総体的に感ずるのは、ちょっとやはり委員会の報告書と歯車が合わないなど、僕の考え方と、その点だけは指摘しておきたいと思います。

特に1点だけ、委員長、もう私が思うのは、やはり6回の審議をしたと。やはり今回のこの特別委員会の発議によって、議員の発議によって特別委員会を設置したと。そして、委員長が今言われたように、いわゆる建設の設計に係ることに限定をして調査するというものになっているわけです。だとすると、だとすると、委員会において、市長も去る7月24日の記者会見で、議会で委員会の意見を聞きたいと、こういうことが静岡新聞の中にも出ていました。あるいは、設計業者の本当の真の内容の説明、そして委員会がそれに対する疑問点を解明していくというのは、これは最低、この委員会6回やったわけですから、1回目にどういう審議でどういう狙いをするかという点からすれば、本来は設計業者を呼び、市長も来ていただいて、いわゆる腹藏のない意見交換をします。そして、市民の求める即建設へ向けていくというのが本筋だと思うんです。それをしないというのは、僕は全く本当に理解できないんですね。全くできない。ともかく視点が違うし、見解も違うので、委員長に対する質疑は打ち切ります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） いろいろ委員会の人たちの意見も、委員会に何回か出席して傍聴して聞いていますし、いろいろあれなんです、一番大きなところは新庁舎建設のコンセプトですよね、コンセプト。5つのコンセプトを一応挙げてありますけれども、開放的で使いやすい庁舎について、防災拠点としての安心・安全対策について、事業費を抑えた経済的な施設整備について、そして地域の特色を生かした庁舎について、隣接する稲生沢中学校施設の有効利用について、5つのテーマが挙げられていますよね。これがどうなのかという、このコンセプト、テーマはどこから出てきたのか。何か今までの委員会の人たちの意見を聞いてい

ると、どうも当局が、特に市長が頭の中でひねくり出してコンセプトをつくり上げて、それでプロポーザルの業者にこんなものというふうに言ったように、そういうふうな捉え方をしているんじゃないかと思います。市長は、私は、決定過程については具体的には関与していないというふうにおっしゃっております。ここら辺のコンセプトの形成過程と、そのコンセプトの捉え方、非常にずれというか、あるんじゃないかなというふうに思っております。

委員会は、庁舎というのは事務所なんだよと。職員を中心に仕事ができるやすい環境をつくるのが庁舎であって、これは事務所であると。でも、このコンセプトは、特に人口減がどんどん進んでいく中で、また一方においては、事務仕事の電子化だとか、コンビニ委託等々で市民が実際に市役所に来る機会というのはどんどん少なくなっていく。そういう中で市役所をどのように市民の中に位置づけていくのか。市役所の活動をどういうふうにしていくのか。そのためには、できるだけ多くの人にも市役所に来ていただきたいというふうな、これコンセプトだと僕は理解しております。そういうふうなコンセプトとは全然違う方向でいっているんじゃないかなというふうに思います。そこら辺のところをもう1回しないと、市民がどのような庁舎を求めているのか。まず、そこが一番基本にあるんだと思っております。

議場の問題もそうです。議場は1階でも3階でも、極論すればどこでもいいんですが、ただ、市民が思っているのは、1年365日のうちに議場として使う、議会で使うのは50日強、せいぜい2カ月である。あと10カ月間、遊休施設になっちゃっているんじゃないか。これを少しでも活用できる方法はないのかというふうな、活用したほうがいいんじゃないかというふうなのが大方の市民の意見だと思います。それに基づいて、この議場のこの1階案も出てきているんだと思います。そこら辺のところの本当に、特にですから、市は、あるいは委員会は、市民のそういう意見をどのように吸い上げてきているのか。アンケート調査等々もやっていると思いますが、あるいは市長、いろいろ語る会等でも聞いていると思いますが、そこら辺のところをどういうふうに市民の声、要望というものは捉えているのかというふうなところが見えてこない。この間の委員会の質疑の中では、全然見えてこないというのが一番僕としては問題なのかなというふうに思っております。

結構、駐車場の問題にしても、玄関機能の問題としても、当初のコンセプトに基づいたプロポーザル案とは違うものになっていますよね。健診機能なんて、基本計画で庁舎本体の中にあつたから、そうすべきであるというふうなことを言っているような意味にも捉えられますが、健診機能は中学校跡地の校舎、使えるものは使ってやったほうが、3階建ても4階建てにできるし、建設コストも下がるし、使いやすさからいっても、技術棟ですか、空き校舎

を使ったほうがいいんじゃないかというふうな意見が出ています。これは大方の市民は賛同すると思うんですが、なぜ庁舎本体にしなきゃならないのかということを委員会報告では出しておりますが、そこら辺のところもよくわからない。

駐車場も当初90台、基本計画の段階では——29年10月ですか——段階では90台、でも、その後、70台に訂正されております。さらに、当局が出してきた滞留駐車場の数ですか、どのくらい駐車台数が必要なのかというのを数字でこの間もらった資料によると、大体48台最低限あれば、何とか市民のそのときのニーズに応えられるんじゃないか。多目に見積もっても60台ぐらいですね。これからどんどんまた人口減、車で来る人も減っていくというふうな中で、なぜ90台にこだわって、90台、90台、基本計画に違反しているんじゃないかというふうなことでやってくるのか。その当局が出したマックス48台も、それ以上なら、70台あればとりあえず十分来庁者用と公用車の駐車場は賄えるのではないかという案に対してどのような検討をしたのか。それじゃ足りないというふうに委員会は検討して結論を出したのか。そこら辺のところでも当局とのやりとりがあったのかどうなのか、そこら辺のところも見えてきておりません。

いろいろな疑問はいろいろあるんですが、とりあえず一番のものは、このコンセプトそのものを否定するんですか。もうプロポーザル業者6社、みんなコンセプトに基づいていろいろ案を出していると思うんですが、3案と4案は、もうコンセプトとしては同じだと思うんですが、それ自体を否定するんだったら、じゃ、どのような庁舎をつくろうとするのか。委員会はそこら辺のところまで踏み込んだ議論はしていないと思いますが、そこら辺のところまで踏み込むんですか。そうしたら、またタイムスケジュール、いろいろなってきますし、そこら辺のところ、何回も繰り返しになりますが、このコンセプトそのものについて委員会としてどのように捉えて議論してきたのかというふうなことをお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔新庁舎建設設計特別委員長 小泉孝敬君登壇〕

○新庁舎建設設計特別委員長（小泉孝敬君） これも先ほど補足で進士為雄議員からの発言にも関連すると思うんですが、コンセプト自体、その他、プロポーザル、最初は昨年、審議会が数カ月、去年の9月までであったと思うんですね。それに基づいて基本計画が昨年できたわけですよ。その中に、いわゆるそれに基づいての内容で、プロポーザル、設計業者がそれに基づいてやってきていると思うんですよ。

我々の中では、そのコンセプトに合った部分と合っていない部分、もちろんある。この春、

3月の時点で、そういったものの詳しい討議が十分なされていなかったもので、今の結果みたいなことが起きていると思うんですよ。それは、大きなあれは、当局が我々に数カ月の間にもっと説明するべきだと思うんですよ、議会に対して。基本的な審議会の資料で、この基本計画、皆さん、当局から提示されたので、これを読み込んで、設計業者もこれを読み込んできていると思うんです。我々もこれを基本計画案というのは読み込んで、こういうものだろうというふうな形で当然想像していた庁舎と、それが余りにも違うということで特別委員会を設けているわけで、全部が全部じゃないですけども、さっき言った汎用性にしたって、それは限定するものじゃなくて、いろいろなものに利用できないんだろかというような意見もあったり、そういった似ている、それに同調する意見ももちろん委員会の中でありますけれども、とにかくこの委員会でやったのは、その大もとのコンセプトよりも、出発点が、当局案がそのままプロポーザルができてきて、この基本計画と違った、1階に議場があるということからおかしいよということでこの委員会が始まったわけですから、大きな流れの中では、似ている部分と違う部分はもちろん当然あります。

だから、鈴木 敬議員の言われているのは、今までそういったものを議会側がするんじゃないくて、当局側がもっと、むしろ今、敬議員が問われているようなことは、議会側が説明するべきで、委員会が説明するのとちょっと違うなというふうな感じはするんですが、総論みたいところは、当局側、つくる側がやはり説明すべきもので、委員会はそここのところの議論はできないですからしていません。委員会がやるべきものとはちょっと違うんじゃないかと思います。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 私が最初に言ったように、このプロポーザル案、コンセプトは当局がつくったものであるというふうな認識に立っているわけなんですね、コンセプトの形成は。

でも、普通考えたらコンセプトは、審議会の基本構想、基本計画を踏まえた上で、あるいは市民の声もアンケートを通して聞きながら、実際に働く人たちの声を当局として加味しながらつくってきたものであるというふうに私は思っております。当局の頭の中で独自にひねくり出したものではないというふうに思っております。その中には、いろいろな意見というのが、市民側の意見なんかも入って出てきたものだと思っております。

そして、その決定に関しても、これは一応は選定委員会という経過を踏まえて、そこで審議していただいて、これはいいだろうというふうな形で採用されたものですよ。最初から当局がこれだというふうなぶつけたものであるというふうには私は理解していないんですが、

もしそうだとしたら、また問題だろうと思いますが、何かしらそこら辺のずれ、感覚のずれ、私には最初から当局が、当局が、当局が、結局6回やっても、委員会開いても、結局当局だけを呼んで、そのような審議会のメンバーも、選定委員会のメンバーも、あるいはどのような形で市民の声を集めたのか、そこら辺のことも全然検討されていないわけですね。そこら辺のところが私は非常に問題があるんじゃないかなというふうに思っております。これは思っておると、私の意見ですから、それはそれでいいんですが、そこら辺のところに一番、何と言っても、当局が、当局がで、当局を相手にして議会と当局が、当局がと。そこに市民が入ってきていないという、それが一番私としてはすごく感じるところであります。これは意見です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

3 番 橋本智洋君。

○3 番（橋本智洋君） 1 点確認です。確認です。

〔「補足説明」と呼ぶ者あり〕

○3 番（橋本智洋君） 補足説明、ごめんなさい。

○議長（竹内清二君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ほかにないようでございますので、これをもって新庁舎建設設計特別委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでございました。

ここで午後 1 時まで休憩といたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 0 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、新庁舎建設設計特別委員会に付託いたしました事項について、これより本件について討論、採決を行います。

まず、特別委員長の報告に対する反対意見の発言を許します。

7 番 大川敏雄君。

〔7 番 大川敏雄君登壇〕

○7 番（大川敏雄君） 私は、特別委員長の報告に反対をするという立場から意見を述べさせていただきますと思います。

まず、私は、下田市民の声は一体どうなのかと。いわゆる元石井市長の時代、つまりは平成24年6月に下田市新庁舎等建設基本構想が石井さんの時代に決定して以来、新庁舎の建設位置が現稲生沢中学校の北側民有地と決定されたのは、平成29年12月定例会において位置変更の条例が可決されたときでした。6年6カ月という長い長い歳月をかけて、ようやく建設位置が決定をいたしました。

そして、本年6月定例会において特別委員会が設置され、下田市新庁舎の設計案をめぐる当局との議論が平行をたどり、全く出口が見えない状態の審議が展開されました。この状況に対して、多くの市民の声は早くしろと、もっと悪い言葉で言えば、もういいかげんにしろという議会及び市当局に対する怒りの声が高まっている現況だと私は推定いたします。

私は、特別委員会の報告内容が多くの市民から批判を受けることになるのではないかと大変心配している一人であります。そのような市民の声を踏まえて、反対の意見を述べさせていたいただきたいと思います。

まず、第1点目は、下田市新庁舎建設設計・工事監理業務プロポーザルの選定委員会のこの結果を私個人は尊重すべきであると。つまりは、その7名のこの審査の結果、総括点において、この最優秀者のいわゆる業者が一番得点が高かったと。あるいは7名の審査委員の中で、この受注者に賛成する者が4名、そして次点の人を評価したのが3名でした。また、評価事項、どのテーマにおいても、この受注者が次点より評価が高かったわけであります。

とりわけ、議論になっている機能的で使いやすい庁舎、この点について、採用された受注者の評価はいいと言ったのが3人。そして、次点の評価をしたのが2名。そして、同点が2名と、こういう結果であります。総体的にはやはり受注者の評価が高かったわけです。私は、そういう意味で、この選定委員会の評価は尊重すべきであるというのが1点の理由です。

2点目の理由としては、去る8月29日、全員協議会におきまして、新庁舎建設に関する議会側の質問に対する市長答弁の評価でございますが、1つは、プロポーザルの提案、計画案は、おおむね市民要望や職員要望などと合致し、総合的に判断した中で、合理的な計画であること。2点目には、市民の交流の場となる庁舎にしてほしいという要望は、審議会委員及び多くの市民からの意見であること。3点目には、年間約10カ月は未利用となっている議場を1階に位置づけたことは、開かれた新庁舎という視点から評価できること。4点目には、中学校統合後の跡地利用については、庁舎の付加的機能として、技術棟と体育館を考えていること。これらの市長答弁について、私はおおむねよしと、こういう判断をしたからであります。

3つ目には、私個人の意見であります、その賛成の第1の理由は、今回の提案は、財政基盤が弱体である当市の財政事情を鑑みて、1つは、低層鉄骨構造採用によるコスト削減。2つには、低層化による共用部分の面積縮減。3つ目には、稲生沢中学校施設の活用。4つ目には、周辺地域への日照権の配慮等々。建設コストの削減及び環境対策を図るために、基本計画の4階案から3階案にした当局の対応は適切と判断したからであります。

第2には、1階は市民が広く集まれるような使用しやすい新庁舎を目指した提案となっております。新庁舎の市民ゾーンは、各種団体の発表会、展示会、絵画作品展、選挙期日前の投票及び確定申告など、市民が有効に利用できる多目的な場所として想定されます。

議会ゾーンは、年間約2カ月の議会会期中以外の未利用時の目的外活用を図って、市民の生涯学習の増進やまちづくりの活動に資することは、開かれた庁舎という観点から評価できるわけであります。

加えて、現稲生沢中学校技術棟を健診ホールとし、さらには、現稲生沢中学校の校舎や体育館は、改修費用を極力抑制しながら、市民の意向を踏まえて有効活用を図り、庁舎と現稲生沢中学校を一体として活用し、広く市民の集まる拠点とすることが望ましいと考えたわけであります。

第3に、市民窓口を2階としたことは、国道414号からの自家用自動車の利用者や公共バス及び伊豆急を利用して徒歩で来庁される市民が多いと推測されますので、適切な設計であると考えます。行政執行ゾーンを3階にしたことは、本庁舎にはご存じのとおりエレベーターも設置されておりますので、市民の利便性、または職務執行上全く支障がないと判断したからであります。

4点目には、去る30年2月16日、市当局は議員全員協議会においてプロポーザル概要書の説明をされております。平成29年度中に契約を締結し、基本設計は平成30年9月までに、実施設計は平成31年5月までに、工事監理は平成33年3月までとすると。そして、平成30年3月29日に、金額1億3,964万4,000円で随意契約であります、設計監理等業務委託の契約をしております。

私は、6月の議会において、特別委員会を7月に設置したことは、関連議案も提案されていないし、時期的に遅く、本来は30年3月に新庁舎関連の予算が提案されたときに設置することが適当であったと考えます。

7月24日、市長は、定例記者会見で、庁舎建設が1年遅れた場合、市の財政負担が6億円増えるという試算を示しましたが、その可能性もあり、最悪の場合は、新庁舎が不可能にな

るということを懸念しているわけであります。この選択肢とした場合に、下田市の議会の責任は、私は大変重いと思います。

以上のことから、私は市当局の提案に賛成し、委員長報告には反対するものであります。

以上。（拍手）

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 下田市議会新庁舎建設設計特別委員会調査報告書に賛成の立場からの討論をさせていただきたいと思います。

まず、大変にこの議場の場所は、1階か、あるいは3階かというような、非常に矮小化された議論がなされておりますことに、大変残念に思うわけであります。

そもそもこのような状況を生み出した結果は、大川議員も発言されましたように、9月議会でこの稲生沢中学校の隣接地、三角地4,523平米は、場所的に悪いと、交通の便も、水害の心配もあるし、正方形の土地ではないと否決をされているわけであります。

そして、昨年の12月の議会で同じ場所で位置指定の条例が出されました。これは可決がされましたけれども、内容的には、稲生沢中学校の跡地及びその施設を使うという方針を当局が出してまいったからであります。全く9月議会と12月議会の条件は違っているわけであります。

基本計画がつくられました平成29年10月のもととなっておりますのは、この三角地4,523平米を基本につくっておりますので、4階にせざるを得ないと、1階を駐車場施設とせざるを得ないと、こういう設計にならざるを得なかったと思うわけであります。

ところが、12月議会では、稲生沢中学校を使うんだと、こういうことになれば、4階を建てる必要はないと、3階でもいいのではないかと。稲生沢中学校の校舎や技術棟、あるいは体育館を使いましょうと、こういう提案がプロポーザルとして出されてまいったわけであります。

ところが、皆さん、稲生沢中学校の跡地、あるいはグラウンドをどう使うか、これは大変大きな課題の一つだと思います。ところが、このことが全く議論がされていない。プロポーザルの業者がどう使うかを提案したのみであると。議場で議論したことも、市民のちまたで議論したこともないと、こういうことではなかったかと思うわけであります。そもそも前提が違うわけであります。稲生沢中学校をどう使うかと、この問題提起をしたときに、既に33

年に建設するという、この計画は破綻をしている、こうみなさなければならないと思うわけであります。

学校運営されているのに、その学校施設をそのまま庁舎の用地として、あるいは校舎を使うというようなことはできないわけであります。したがって、これは当然1年間延期され、十分な議論が必要だと、私は個人的にはそういう判断をしているところでございます。それがそのような議論もせずに、しゃにむに突き進めばいいんだと、こういう方針を大川さんは進めているようであります。市民の意見がそこにあると。私は、市民の意見は、そこにはないのではないかと思うわけであります。

機能、使いやすさの点から、まず申し述べたいと思うわけでありますが、当局も国道414号から入るところが正面であると。したがって、この正面の2階に窓口事務を持ってくるんだと。そういう意味では、市民の最初に庁舎に入ってくる場所が窓口事務であるべきである。この論理は妥当だと思うわけであります。しかし、皆さん、この2階には10台の駐車場しかつくれないと。しかも、人工地盤で1億2,000万円もの金をかけるんだと、こう言っているわけであります。

下田方面から来る人たちが7割である。伊豆急電車は、ご案内のように1時間に1本程度だろうと思うわけであります。蓮台寺から下田のほうへ帰る、あるいは下田のほうから来ることを考えても、30分に1本だと、こう考えますと、ほとんどの方が車で白浜や下田、朝日地区の人は庁舎に行くであろうと。ところが、正面から入ったところには、10台しか駐車ができない。こうなれば、当然1階に25台ある。1階に車はおりてまいるわけであります。

したがって、正面がどこであるのかという議論をきっちりとしてまいらなければならないと、こういう事情が出てまいっているわけであります。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） 議長、注意してください。

○議長（竹内清二君） 傍聴人に申し上げます。

ご静粛をお願いいたします。傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることはできませんので、よろしくお願いいたします。

○13番（沢登英信君） したがって、人工地盤も駐車場がないためにつくらざるを得ない、こういう事情にあるわけですので、駐車場の確保をきっちりしたらどうかと、こういう提案を報告はしているわけであります。

1億2,000万円のうちの少なくとも2,000万円、あるいは5,000万円使えば、十分駐車場は

金額的に私は確保できるものであると、こう思うわけであります。

そして、皆さん、議会は1階に持ってくるんだと言いますけれども、議会は議場だけではございません。議会事務局もあるし、正副議長室、あるいは応接室や委員会室もあるわけであります。開放を予定しておりますのは、議場だけではないでしょうか。そして、この1階の議会に関連しまして、記者室もあり、監査室もあるわけであります。議場はこの施設の3分の1程度、150平米程度でございます。そして、この議場に1年のうち2カ月程度しか使わないから、いろいろな形に使えるようにするんだと。これがコンサートをやるということになれば、照明や舞台や、あるいは音響、こういう施設を取りそろえるのかと。機械ものの耐用年数は7年だと。そして、実態的に1年のうち何回、この施設をホール等々として使うのかと。こういうことを考えますと、まさに無用の長物をつくると、こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。

そして、それらの経験は、この近在の自治体においても調査をすることが、私はできるのではないかと思うわけであります。

公の施設として、そういうものが必要であるならば、庁舎の隣にコンサートホールがある、あるいは市民文化会館があるという自治体はございます。したがって、体育館をスポーツセンターにする、あるいは校舎をそういうものにすると、こういう利用の仕方は十分あるかと思いますが、庁舎そのものを公の施設にするような、この見解は大きな間違いであると思います。庁舎とは、基本的に地方自治法4条で定められている事務所である、この理解が基本になければならないと思うわけであります。

さて、次の問題は、いかに無駄の多い設計になっているかということでございます。

1階のプロムナード、幅員7.2メートル、延長20メートル、約150平米も、歩くだけの道を庁舎の真ん中につくっているわけであります。平米当たり40万円としますと、6,000万円からのお金をかけて散歩道をつくるのかと。そして、皆さん、隣の展示室、あるいは喫茶室、340平米ほどからございますから、これも40万円を掛けますと1億3,000万円近くのをこういう施設に使うのかと。さらに、議場の汎用性で費用を使うということになれば、2億円からの余分な金をここに投入をするということにならざるを得ないと思います。

そして、皆さん、現在の教育委員会をあわせ、あるいは浄水場の書庫も合わせた延べ床面積は約3,700平米程度でございます。これがこの提案されておりますのは、6,800平米に床面積を広げるんだと、こう言っているわけであります。まさに現行の1.9倍の庁舎をつくるんだと。3,183平米も大きくなっているわけであります。この3,000平米のうち1,000平米を削

減しても、坪40万円であれば4億円も削減ができる、こういう形になってまいろうかと思えます。

あわせて、2億円と4億円で6億円、当局は今つくらなければ、6億円の余分な起債の費用がかかる、こう言っておりますが、今このまま推し進めれば、華美な余分な費用で6億円も余分に使うという、こういう設計になっていると、大きな問題があるんだと、このような表現はしておりませんが、内容的にはこういう指摘をしているわけであります。

そして、皆さん、さらに、3階の市長室ゾーンの図面を見ていただきたいと。まさに知事室かと思われるような広さと設備の内容を皆さん持っているのではないのでしょうか。市長室のほかに市長控室、そして市長に会うための待機室。さらに、専用のトイレやシャワーまでついている。職員全体にシャワーや体をきれいにする施設は必要かと思いますが、果たして市長室にこういう専用のものがあっていいのか。まさに華美な設計になっている、こう指摘せざるを得ないと思うわけであります。このような設計は、やはり直ちに見直していただく、こういう姿勢が当局に求めざるを得ないと思うわけでございます。

さて、皆さん、このような現状の中で議会が指摘しておりますことは、1階がいいのか、3階がいいのかという、このような歪曲された問題提起をしているわけではございません。50年間も今後使っていくであろうこの庁舎が、市民の皆さんの多くの知恵が結集され、よりよいものができる、つくっていききたいと、こういう観点から、この報告はなされているものであります。

最後に、建設費とランニングコストについて申し述べたいと思うわけでありますが、先ほども申しました下田プロムナード、散歩道、あるいは陽だまりひろば、風まちテラス、屋上花園、これらの発想は、まさに大都会のビル街の設計の発想である、こう言わざるを得ないと思うわけであります。緑豊かなこの河内地区で、どうして花園が、あるいは風まちテラスが必要なのかと。必要では私はないと思うわけであります。このような施設をつくって、本来必要な再生エネルギー、太陽光による発電や自家発の施設が削減をされている、こういうことになっているわけであります。まさにプロポーザルによります設計は、この業者が設計能力があるかどうかを判断しているプロポーザルであって、その提案を市民本位に設計を変えていただく、変更していただくということは、当然のことです。ところが、当局は、手続を踏んで議論してきたので、全く変える必要はないと、こういう見解でございます。

しかし、プロポーザルをとりましても、本当にそれは専門家の方々が議論されたかもしれませんが、市民の本来の意味を、そして議会については、議会や議員の皆さんの意見

を聴取したのか。それは審議会の意見は聴取されたかもしれませんが、まさに議員の意見は、あるいは議会の意見は、聞き入れていないという実態となっているのではないのでしょうか。ぜひともよりよい庁舎をつくるために、当局も耳を傾けていただき、合意ができる点を探ってまいりたいと思うわけであります。

そして、そういう筋立てをつくっていくのに、この報告書は大変力強いものを持っていると、こういうことから賛成をするものでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

1 番 進士為雄君。

〔1 番 進士為雄君登壇〕

○1 番（進士為雄君） 私は、特別委員会の報告書について賛成の立場から意見を言わせていただきます。

まずもって、沢登さんの意見の中と若干違う点がありますけれども、要するに、私は、位置については賛成してきた立場であります。ですから、場所についてどうのこうのということについては、反対という位置からの話ではないというふうに受けとめてください。

それと、プロポーザルのそのものを変えるものではありません。プロポーザルというのは、当局のほうも説明があったように、主なものは業者を決める、業者の考え方を決めるということであって、設計がどうのこうのということではないということに当初から説明してあります。当然私もそのような仕事をやってきた人間ですから、プロポーザルの選定といわゆる設計コンペというのとは大分趣が違ふということをご認識いただきたいと。ですから、この業者さんを選んだことについてだめだと言うつもりはございません。ですから、ただ、内容については、よいところもあるし悪いところもあると。選定委員会のほうも半分に分かれたというのは、そういうことだろうというふうに思います。

1 つは、形として、やはり玄関機能が必要だと。要するに国道から、先ほども言いましたけれども、国道から 7 割入ってくる。建物に玄関機能が必要だということは、私もそのとおりだと思いますし、それを要するに少し費用は高いですけれども、人工地盤で補っていると。報告書にもあるように、玄関は玄関機能としてしっかり使いなさいという報告書になっております。

ほかの案につきましては、やはりそういう面では、玄関機能とかそういうものもないと。やはり 3 階に抑えたということについても評価しております。ですから、選定委員会の先生

方は、建築に授かる先生方が多いわけですから、形について、このような形につくったということは妥当だなというふうには思いますが、内容についての考え方については、若干要するに異論がございます。

やはり庁舎というのは、要するに職員を含め行政機能として仕事を行うところが主です。選定委員会の前の設計計画、いわゆる審議会等々が基本設計をつくってくるわけですが、その中には基本方針として幾つかあります。確かに庁舎がふだん使われていないので、使うべきという意見もございます。

しかし、その基本方針が9項目でしたかね、ちょっと数はあれですけども、その審議会の皆さんも、まず前提にあるのは、仕事をしやすいところ、いわゆる市民が使いやすい、これがもう一番最初なんですね。ほかのオブザーバー的な要するに方針、今言う使っていない施設は市民も使えるようにするというのは、そうあってほしいというだけであって、一番大事な仕事の機能を侵してまで、それをやるべきじゃないというふうに考えているんだろうと思いますし、私もそう考えております。

それが、1階にそういう意味からすれば、1階、2階というところについては、執務室があるべきだろうと。当然市民が訪れて、すぐ要するに必要な事項は、例えば戸籍であり、建設課の相談であり、そういうものはいちいちエレベーターで上がったり下がったりする必要なく、そのまま行けるというのが当然であるだろうと思います。

自分も行政で仕事をして現場なんかをやっていた技術屋ですから、やはり駐車場というのは、そういう面では、駐車場からすぐ執務室、特に産業課だとか建設課とか防災とか、こういうところは常に現場に出ますし、災害が起きるたびに泥だらけになりますので、そういうことを考えれば、いちいち行ったり来たり行ったり来たりの無駄な行動はとるべきことではないというふうには思います。

建物の形、確かに先ほど沢登さんが言われたプロムナードの7.5メートル、間にある、国道の幅ですからね、7.5というと、それはさすがに大き過ぎるんじゃないかと。将来使う、要するに中学校跡地と連動するためには、別に7.5も必要はないし、ピロティーの下にある通り道でも、中学校へ接続することが可能ですから、この辺は少し直すべきことだろうと思いますけれども、根本的に直さなきゃならないのは、汎用のきかない議会機能が1階にあるということで、将来、今言う人口減だけではなく、行政のあり方も大きく変わってくる中で、一番使いやすい場所に議会があるべきものではないと。これは特別委員会の要するに大きな指摘です。このことは特別委員会委員の皆さん全員が思っていることだろうと。若干要する

に違うところは個々にありますけれども、書かれたものが全てということではない。特にあるのはこのところ。このところを変えないと、なかなか将来、50年、60年使う施設が使い勝手が悪い。スタートのときは理解しているかも知れませんが、その後に何だこれはという時代が必ず来るというふうに思います。ですから、ぜひともその辺のところを考慮していただきたいというのがこの特別委員会の報告書ということだと思います。そのこととおおり、私は報告書について賛成の意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

8 番 鈴木 敬君。

〔8 番 鈴木 敬君登壇〕

○8 番（鈴木 敬君） 鈴木 敬です。

下田市議会新庁舎建設設計特別委員会報告書に対して、その内容に対して反対の立場から意見を申し述べたいと思います。

特別委員会は、その論点を4つにまとめてありまして、1つは、下田市新庁舎建設基本計画と新庁舎設計・工事監理業務特記仕様書、いわゆるプロポーザルとの相違について。2つ目には、開かれた議会に対しての当局の認識について。3つ目には、駐車場と稲生沢中学校の利用について。4つ目には、建設費とランニングコストについて。4つの論点から報告書は意見を申し述べておりますので、私もこれに沿って私の意見を申し述べていきたいというふうに思います。

まず、第1に、報告書の記とされたところの4についてですが、まず1番目の下田市新庁舎建設基本計画（平成29年10月）と下田市新庁舎建設設計・工事監理業務特記仕様書（プロポーザル）との相違についてという点であります、ここでは2点が表記されております。

1つは、1階の使い方について、「1階は市民のために」を優先していくということで、市民の利用頻度の高いゾーンを配置させること。結果的には、これは議場は1階に置くべきではないという、先ほど進士為雄議員が申したとおりの内容になっていると思いますが、市民のためにというのは、いろいろな面から考えられると思います。執務室を1階に置けば、それで市民のためになるのか。たかだか3階建ての建物でありますし、エレベーターもあります。階段もあります。効率的に配置するのに、「1階は市民のために」というのはいいんですが、市民ゾーンにもまた1つ市民のために設けられるゾーンであります。また、市民窓口のスペースもそうだと思います。どちらをどのように選択するかということであって、市

民ゾーンだから、これは市民のためにはなっていないんだというふうなことではないと思います。

また、議場は、じゃ、市民のためになっていないのか。そんなことはありません。議場は市民のためにある。それこそ市民のための施設であるというふうに思っております。そこで議会が開かれ、討議され、議論されているというふうなのを市民にリアルタイムで見てもらえる、そういう状況をつくるには、1階にあって、ガラス張りのところで市民がのぞける。ああ、今日は議会やっているんだな、ちょっと傍聴していこうかというふうなことも可能になる、そのようなものとしてつくられることは、決して議場が市民のためになっていないということではないと思います。

そのように市民のためというふうなことの内容は、いろいろな面から考えていかなければならないわけでありまして、また、議場は汎用性がないというふうなことを言っています。プロポーザルの案によると、議場も災害時には災害に対応するような使い方をするんだと。具体的な内容まではよくわかりませんが、そのようになっているし、市民ゾーンのところも、災害備蓄品だとかというふうな形で、災害に対応するように使うんだよということになっております。そのような形で、1階の部分もできるだけそういう非常時には使われるというふうなことは、全く不可能であるというふうには思っておりません。

また、2番目の健診ゾーンについて（2）で取り上げておりますが、健診ゾーンは、下田市新庁舎建設基本計画のとおり、新庁舎内に配置することというふうに書かれておりますが、果たして本当に健診センターが庁舎本体になければならない理由というのはあるのでしょうか。庁舎本体になければならない。機能しないような、そういう施設なののでしょうか。今まで健診施設というのは、そんなに私たちの意識の中でも重要視されてこなかった建物です。現に今の下田市の庁舎の中でも、別館の1階のところにあるかわからない、関係者がよくわからないようなところに健診機能、赤ちゃんとか乳幼児の健診等々の業務をやっております。今回のプロポーザルの中では、庁舎本体と、それこそ目と鼻の先のところに稲生沢中学校の技術棟を活用して、そこに健診センターを持ってくる、これのどこに不都合があるのか。それによって庁舎が4階建てから3階建てにすることができる。したがって、その分、建設コストも下げることができるというならば、それで十分じゃないでしょうか。どうしても健診センター、健診ゾーンを庁舎本体にしなければならないという理由が私にはわかりません。

次に、記の第2番目の開かれた議会に対しての当局の認識についてというふうなことの中

では、先ほど沢登さんもおっしゃっていますが、議会というのは事務所であると。まず、第一義的に事務所であると。職員が仕事をしやすくする。市民サービスの仕事ですが、それが第一であるというふうな考え方に立っておりますが、私も先ほどの委員長報告の中でも質疑でも申し述べましたが、このコンセプト、新しい新庁舎のプロポーザルに提示されたコンセプトの中では、できるだけ新庁舎にいろいろな人に来てもらって、市民がそこを活用できるような、そういうものにしていきませんかというふうな提案になっていると思います。あくまでも事務所だから事務的な仕事だけであればいい。極論を言えば、3階建て、4階建ての寸胴のビルをつくって、そこに事務所的な機能を押し込めば、それでいいというものではないというふうなのが、このプロポーザルのコンセプトの基本的な考え方だと思っております。

ですから、いかにして市民に来てもらえるか、活用してもらえるか。そのために市民ホールなんかで展示したり、いろいろな形で活用していきましょう。あるいは期日前投票だとか、あるいはそういう税金関係の確定申告等にも利用してもらいましょう。そのほかにもそういう場所があれば、いろいろな活用の仕方これから出てくるかも知れません。そういうふうな形で、もっと市役所をいろいろな面でも活用できるようにしましょう。あくまでも公の施設ではないというふうなことも言うておられますので、ある程度の限度、限界、枠というのはあると思いますが、その中でいかにして市民に庁舎まで来てもらって活用してもらえるか。それが下田市の一つの新しい再生というか、行為、活動というふうなものの一助になるんじゃないかというふうなことであると思います。ですから、庁舎を事務所であるというふうに大きな枠をはめることは、それは余り私としてはとるべき立場ではないというふうに思っております。

(2) としては、議場は十分な審議と調査研究ができる環境とすることということで、これうがった見方をすれば、できるだけ市民がちょろちょろしないところに議会は鎮座しましたほうがよいというふうなことだろうと、これは私のうがったとり方ですが、そういうことでもないと思います。議会も議場もこれからどんどん変わっていくと思います。今までは確かに議会というのは、ある程度鎮座しました。そこで議員が一生懸命審査する場というふうな形で受けとめられてきて、いろいろな自治体の議場というのも、そんな形でつくられてきたと思いますが、これからずっと議場がそのような形でいくのかといたら、非常に私としてはどうなのかなというふうに思っております。これから新しくつくろうとする自治体の議場というのは、やはりいろいろな面から検討され、何も一番上に議場が鎮座しなければならないというふうなことにはなっていないんじゃないかというふうに思っており

ます。トータルとして、新庁舎全体が議場も含めて、いろいろもっと活発に利活用できるような状況をつくっていくということが、これからの庁舎のあり方であるというふうに思っております。

記の３番目、駐車場と稲生沢中学校の利用について。

（１）では、駐車場スペースのことについて触れております。これも委員長報告の質疑の中でも申し述べましたが、審議会では、基本構想、基本計画、審議会の段階においては、駐車場は90台必要だよというふうな答申となっておりますが、プロポーザルに提示する場合には、プロポーザルに参加した業者に対しては、一応駐車場70台というふうなことで提示しております。20台少なくなっているからおかしいんじゃないかというふうなことではなくて、市のほうから提示された資料を見ますと、最大滞留量の想定というふうなことで、要するに駐車場に最大限何台分の駐車スペースがあれば、とりあえずですが、賄えてくるのかというふうなことの数字を出してくると、最大滞留量の合計というのは、下田市新庁舎建設基本計画より最新数値に更新というふうなことわりがついてありますが、一応48台となっております。48台分確保できれば、当座はいろいろ来ても何とかなるんじゃないかと。それが70台の枠まで広げて、何とか確保するような形で、そのために1階をピロティー形式にして、1階の床面積というのは、2階、3階に比べて小さくなっております。駐車場を増やすためですよ。結果的に、1階の床面積が小さくなっているの、市民窓口を全部そこに入れるということがスペース的に難しいというふうなこともあって、市民窓口ですか、福祉だとかいろいろな医療だとか、税金だとか、いろいろなところの市民窓口は統一して2階に設けましようというふうなことになっているんだと思います。というふうなことで、駐車スペースを確保するために、ピロティー形式という建築方法をとっている。これも見直さなければいけないのか。駐車スペースと機能の問題というのは、いろいろ考えていかなければならないというふうに思います。

とりあえず70台が必要であり、それで70台分、大体市役所に来る市民の大体7割が庁舎より南側のところ、あるいは白浜方面、吉佐美方面、そういうところから来て、国道414号を使って進入してくる、庁舎に入ってくるというふうな実態を考えれば、当然414号から入ってきて、2階が玄関機能になるというふうなことは考えられますし、そこにある程度の当座の当初10台、それを16台まで広げて、駐車場を確保しようというふうな案を当局のほうは出しておりますが、しかし、その4の建設費とランニングコストのほうにちょっと触れますが、人工地盤は、玄関機能と位置づけ、その他の利用については、十分検討すること。要

するに玄関機能であって、駐車場スペースは考え直したほうがいいんじゃないですかというふうにここでは言っていますよね。人工地盤だから、そこには駐車場をつくることはおかしいんじゃないのというふうなことだと思いますが、じゃ、駐車スペースを確保するということと、どういうふうに整合性をつくるのか。そしてまた、先ほどの進士議員の意見の中にもありましたが、やはり2階は玄関機能を持つんじゃないかと。玄関機能を持つんだと。今まで1階だ、1階だ、駐車場スペースが一番広いから、玄関機能は1階だというふうな人たちが1階に議場をつくることはおかしいんじゃないかというふうな意見が大きな理由となってきましたが、ここでは玄関は2階部分であるというふうにはっきりと言っております。にもかかわらず、2階部分の駐車場スペースはだめだよと言っております。ここら辺はすごい矛盾なんじゃないでしょうか。

それと、3の駐車場と稲生沢中学校の利用について。

(2)で、稲生沢中学校の跡地については議会でも市民の間でも議論が十分されていないから、要するに稲生沢中学校跡地をどうするんだというような議論をなささいよと。それまでは、そんなに焦って新築してつくることもないでしょうみたいな言い方だとは思いますが、しかし、検討委員会の人たちの議論等々を聞いてきたときに、そういうふうな機能の面については、駐車場の問題だとか議場の問題とかいろいろありますが、新しい新庁舎そのものが、下田市の全市の中でどのような意味を持っていくのか。これから下田市がこの問題を解決して、新しい下田市をつくっていかうとするとときに、じゃ、この下田の庁舎はどのような意味を持って、どのような効果を発揮して、これからどのように活用していくのかというふうな観点のそういう議論がなされていないんじゃないかというふうに思います。

したがって、駐車場の問題だってせいぜい出てくるのは、職員用の駐車場が足りないから使ったらどうだとか、中学校の跡地の活用についても、そういうふうな駐車場的なことについて出ていますが、せっかくあそこに新しく庁舎ができ、蓮台寺地区や河内地区が、私としては一つのこれからのまちの核になっていくんだろうと。これからの稲生沢とも関連しながら、新しい下田をつくっていく核になっていく場所になるんじゃないかと。その核のところをどういうふうに活用していくのかというふうな議論がなされていない。そこをしない限りは、これはただ文書として書いただけであって、今まで検討委員会の中でそういう議論とかそういうふうなのを私としては余り聞いたことがないというふうに思っております。ですから、そういう意味でも、報告書は若干突っ込み不足というか、検討不足であるというふうに思っております。

4 番の建設費とランニングコストについてですが、確かに 1 つ目の下田プロムナード、陽だまりひろば、風まちテラス、屋上花園については見直し、これは私も大多数は賛成するところもあります。風まちテラスがどれだけ必要なのか。屋上花園はどれだけ必要なのか。屋上には、むしろ非常電源だとか、そういうふうな再生エネルギーを利用したそういうエネルギー確保とかいうふうなことに使うべきであるというふうな意見は、私も同感であります。そういう意味で、そこら辺のところを見直すということは必要であると思います。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、新庁舎は、私としては単なる事務所ではないというふうに思っております。市民がそこに期待、何らかの活動ができる、そこに行くことに何らかの意味を見出せるというふうなことの一助として、そのようなプロムナード的なもの、あるいはそのような植樹、植栽等々を必要な限りにおいてはするべきだと思っております。ただ、華美な設置は避けるべきだというふうには思っております。

(2) の人工地盤については、今申し上げたとおりですが、人工地盤、これから稲生沢中学校が完全に廃校となり、トータルであそこの土地を利活用していこうというときには、必ず 414 号からの取り付け道路的なものとして、現在は畑だとか雑草地になっているところ、清流荘から駅前までの間に若干あります。あそこら辺をできたら市が買収し、そこからの新たな取り付け道路をつくる。そこから庁舎へも行ける取り付け道路をつくるというふうなことを考えていけば、その周辺にも新たな駐車場を確保できる可能性もあります。そういうふうな形で、もっと将来的に見ても、トータルな形であそこの場所全体を見ながら庁舎の問題を考えていくべきであると思っております。

今ある庁舎、新しくつくるという庁舎、そこだけを見てああだこうだというふうなことでなくて、これから先、下田はどういうふうにしていくのか、どういうふうに変わっていくのかという観点からも、いろいろと考えていくべきだというふうに思っております。

コストの問題が一番出てきているのは、これがタイムスケジュール的に 1 年遅れると、約 6 億円の実質的な費用負担が増えていくんだよというふうなことは随分言われております。6 億円というふうなことはかなり大きいですし、もしそれから先もっと延びるようなことになれば、ひょっとしたら庁舎建設そのものが不可能に、現実的になかなか建てることができなくなってくるんじゃないかというふうなことも言われております。

下田市は、中学校の問題だとか、ごみ焼却炉の問題だとか、斎場の問題、あるいは文化会館の改修の問題、いろいろな問題を、大きなお金を使う案件はめじろ押しとなっております。そのような中で庁舎を建設すること、今の機会をおいて、この機会を逃したら多分できなく

なるんじゃないかというふうなことを、これは当局者の誰かもそういうふうなことを言っておりましたが、私もその可能性がなきにしもあらずだと思います。そうなった場合、この今の庁舎に、危険きわまりない庁舎に二百何十人の職員を入れて業務をする。万が一のときにはどうするんだというふうなことを、これは命にかかわる責任というふうなことも踏まえて、市民に応えていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。というふうなことも考えると、今の時点で、できるだけいろいろな問題あると思いますが、私はそういうアンケートの中にも、一番最後に書き加えておきましたが、小異を捨て大同につけと、この際、小異を捨て大同につけと。小さく変えられるところはいろいろあると思いますが、やはり大きな意見、市民の意見というふうなものをしっかり聞いて、それに基づいて庁舎建設に1回前向きに進めていくべきだと思っております。というふうな私のさまざまな感想、意見の中で、この検討委員会の調査報告書は賛成するに値するものではないというふうに判断して、ここに反対を表明します。

以上です。（拍手）

○議長（竹内清二君）　ここで10分間休憩いたします。

午後　2時　0分休憩

午後　2時10分再開

○議長（竹内清二君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、新庁舎建設設計特別委員会報告書についてを議題といたします。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君）　これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただいまの特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君）　失礼しました。ご異議がありますので、本件は起立によって採決いたします。

ただいまの特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君）　起立多数であります。

よって、下田市新庁舎の議会ゾーン等における建設設計業務に係る調査研究に関する事項については、特別委員長の報告のとおり決することに決定いたしました。

特別委員会の委員の皆様には、長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（竹内清二君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は5名であり、質問件数は12件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1つ、市内経済の活性化について。2つ、公有財産の管理・活用について。3つ、社会資本整備について。

以上3件について、4番 滝内久生君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 自公クラブの滝内久生です。

議長の通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

最初に、市内経済の活性化について伺います。

下田の基幹産業は観光業であり、いかに多くの観光交流客を増加させるかが命題であります。その一環として、恒久的に集客が期待できる観光関連施設の整備は急務であることを一貫して主張してまいりました。その具体策として、私は「（仮称）ひものロード」を整備し、旧町内を周遊する動線をつくり上げる提案をしてまいりました。

平成30年3月議会での私の一般質問に、平成30年度に調査費を計上し、事業を進めるとの明確な答弁をいただきました。平成30年度もはや5カ月が過ぎ、事業の進捗が図られていると思いますが、現在の進捗状況はいかようになっているのか伺います。また、今後の事業展開の見通しについても伺います。

次に、住宅リフォーム助成金について伺います。

下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付制度は、市内の建築関連業界の振興に寄与することを目的とした助成金制度であります。

従前の助成金交付要綱では、助成金の額は、改修工事に要する費用から消費税を除いた額に20%を乗じた額、または30万円のいずれか低い額とし、助成金の30%は協同組合下田クレジットが発行する共通商品券で交付するとされていまして。多くの方々が助成を受け、建築

関連業界の振興にその効果は大きなものであります。

平成30年6月26日付伊豆新聞によりますと、住宅リフォーム助成として交付してきた商品券の発行者である協同組合下田クレジットが破産との報道がありました。商品券の未利用分1,700万円のうち900万円まで供託金として払い戻されるという内容でありました。

また、平成30年8月21日付伊豆新聞によりますと、「東海財務局は20日、今年6月に破産手続開始の申立てをした協同組合下田クレジットの発行済み商品券について、発行保証金からの還付手続を開始した。」との報道がありました。

これらを受け、下田市は平成30年6月28日付事務連絡にて、住宅リフォーム助成の一部として商品券を交付された方へ、手元の商品券についての調査を実施しております。

商品券を利用していない助成対象者の数、総額はそれぞれどのくらいになったのか伺います。

商品券の未利用分1,700万円、供託金900万円としますと、単純に800万円が還付されないことになります。約半額が還付されないわけで、商品券での助成を受けた方は、交付要綱にある金額の助成を受けられないことになります。このような事態が想定されるにもかかわらず、当局からの2度の事務連絡の文書中に、「迷惑をかけた」とか「申しわけない」の一言を添えるぐらいの配慮があってしかるべきなのに、ただの状況説明だけでした。これでよいのでしょうか。当局の見解、今後の対応方針について伺います。

次に、公有財産の管理・活用について伺います。

初めに、旧樋村医院（御番所跡）の活用について伺います。

平成23年3月15日に寄贈を受け、7年余が経過しています。何らかの利活用がなされると期待していましたが、現在に至るまで活用されておらず、残念であります。旧樋村医院の利活用を進めようと、近隣有志が企画を練り上げる動きがあるように聞き及んでいます。今後、同施設をどう位置づけ、どのように活用していくのか伺います。

次に、市民文化会館について伺います。

平成元年4月26日完成以来、29年が経過しており、この間、下田市の文化活動の拠点として多くの市民に親しまれ、活用されてきました。

しかしながら、小ホールは可動式の壁が特徴のオープンスペースとしての利用ができたものを、現在は壁が開きません。当初の機能を復活させ、大いに利活用すべきと思いますが、今後の改修方針を伺います。

次に、文化会館内の衛生器具について伺います。

手洗いの水栓は自動水栓でなく手回しの水栓、冬には便座の冷たいこと、個室には衣類をかけるフックがないなど不便を来しています。ほとんど活用されない映写機を整備するより、利用者の利便性を向上させることが必要であったのではないのでしょうか。この現状をどのように捉え、どのように対応していくのか伺います。

次に、中学校統合後の学校施設の利活用について伺います。

6月定例会において、統合中学校を現在の下田中学校敷地に設置する下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例が可決されました。いよいよ統合に向け始動することとなり、今後、「下田市立学校統合準備委員会」でさまざまな検討が進められていくものと思います。

広報「しもだ」8月号に、「中学校再編について考える」という見出しのコーナーに、統合準備委員会組織図が掲載されていました。それぞれの部会の審議事項を拝見しましたが、統合後の学校施設のあり方、活用方法を検討する部会が見当たりませんでした。屋内運動場は現在も多くの利用があり、利用者は今後どのようなになるのか注目しています。また、防災の拠点となっている学校もあることから、今後のあり方、活用方法についての考えを伺います。

次に、社会資本の整備について伺います。

平成30年3月定例会において、社会資本の整備について一般質問いたしました。この中で、道路は市民生活を支える重要なものであると主張し、身近な道路整備ということで、国道135号と市道赤間丸山線との交差点、国道136号と市道土浜高馬線との交差点の拡幅整備を訴えました。短期で大きな成果が得られる2カ所の整備について、建設課長から「来年度中には必ずという話にはできないが、担当課長として努力をする」との答弁をいただきました。

3月定例会から5カ月が過ぎた今、何らかの動きや状況の変化があったでしょうか、伺います。

以上、私の主旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、滝内議員のご質問にお答えします。

まず最初に、市内経済の活性化についてでございますが、旧町の経済を活性化するということは、非常に下田再興のために非常に重要なことだというふうに思っておりまして、特に議員から要望がございました「ひものロード」の美装化でございますけれども、これは今年度の予算で調査を現在やっております。お約束したとおりに、来年度からは工事に着工でき

るというふうな予定でございます。

次に、住宅リフォームの商品券の取り扱いにつきましては、市としては、いろいろ手続上必要なことはやらせていただいております、これから10月31日に債権の申し出の締め切りでございますので、それ以降は東海財務局の還付の状況については、市としては注視していかなければいけないというふうに考えております。

次に、旧樋村医院の活用についてでございますが、これも来年度、私も指示をしておりますけれども、来年度の活用をはっきりするために調査すべきだということで、いろいろ命じているんですけれども、やはり文化財の関係で、なかなか思うようにはいかないような感じでございますけれども、担当の部局では、これから努力していただけるものだというふうに考えております。

また、市民文化会館のトイレの件でございますが、議員ご指摘のとおり、非常に老朽化しておりますので、これは来年度の当初予算で整備できるようにやっていきたいというふうに考えております。

統合後の中学校の施設の活用でございますけれども、これは東中学校と、そして稲梓中学校に関しては、公有財産有効活用検討委員会で検討しております。また、稲生沢中学校につきましても、市役所の移転に伴いまして、一部利用すると、活用するということになっておりますので、またその残りの部分につきましては、これから公有財産有効活用検討委員会で検討してもらえるものだというふうに思います。

社会資本の整備についてでございますけれども、先日、特に土浜高馬線、136号の交差点でございますけれども、これは本郷の交差点から本郷西交差点までの間の拡幅を県知事に要望してまいりました。そして、この社会資本の議員の質問には載っていませんでしたけれども、落合から縄地に至る河津下田の道路も、県知事に早期に完成していただくようにということでご要望してまいりました。

赤間丸山線に関しましては、県との調整が必要で、135号との交差点につきましては、県との調整も必要でございますので、だけど、それから丸山方向に至るところ、一部、担当課としてもいろいろ調査をしております。そういうことで、逐次これから時間がかかりますけれども、道路の件ですから、これから進めていきたいというふうに思っています。どうかご安心ください。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、「ひものロード」の進捗状況の関係と、もう1点、社会資本整備についての補足説明をさせていただきます。

まず、「（仮称）ひものロード」のほうですけれども、旧下田の町内におきましては、平成30年度、今年度から地域の魅力の向上を図ることを目的に、道路の美装化や歴史的建造物の保存等を組み合わせた街なみ環境整備事業に着手しておりまして、「（仮称）ひものロード」の整備につきましては、その一環として取り組んでおります。

この事業は国の交付金事業でありまして、まず最初に、街なみ環境整備事業計画を策定する必要がありますが、既にコンサルタント業者と委託契約をしており、計画策定に取り組んでおるところでございます。

事業計画の策定に当たって、国の街なみ環境整備事業費用対効果分析マニュアルに沿って、6月から7月にかけて住民アンケートを実施したところでございます。街なみ環境整備事業は、本路線、「（仮称）ひものロード」につきましては、店舗も点在しておりますが、住宅も多く、住環境とひものロードとの調和が課題と捉えております。

事業を進めるには、そこにお住まいの皆様との合意形成が特に重要になるものと考えておりますので、今後のスケジュールといたしましては、今年度、アンケート結果と、また整備イメージ図などを提示しながら、地域の方々と町並みについて意見交換を行ってまいります。

来年度の着工を目指して、ペリーロードのように観光客のみならず、市民の皆様にも気に入ってもらえるような場所となるよう進めてまいりたいと思っております。

身近な道路整備についてですけれども、伊豆縦貫自動車道の整備等を踏まえた市街地内の道路体系の確立と円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成のためには、市道赤間丸山線、市道土浜高馬線、両路線ともに利便性や安全性等の交通需要の対応が不十分であることは認識しております。ご質問の両交差点部は、国道の管理者である県に整備をお願いする部分ですが、市が先行して市道部分の道路整備を行うことで、国道の早期整備促進にもつながると考えております。

市道赤間丸山線につきましては、先ほど市長のほうからお話ありましたけれども、幅員狭小区間の道路用地取得に向けて、地権者及び建物の所有者との交渉を進めておる最中でございます。

また、市道土浜高馬線につきましては、伊豆急下田駅周辺地区整備計画との整合を図りつつ、地権者の意向調査等の結果も踏まえ取り組んでいく考えでおります。

また、国道136号の市道土浜高馬線との交差点から敷根1号線との交差点までの区間につ

きましては、中学校再編とも関連するため、早期整備につきまして、これもまた先ほど市長からお話ありましたけれども、市長と関係職員及び議長、副議長を初め8名の議員の皆様とともに、9月6日に県庁に赴き、川勝平太県知事、難波副知事、平野交通基盤部長ほか関係職員の方々に対し要望活動を行いましたことを申し添えます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） では、私のほうからは、下田市住宅リフォーム振興事業助成金における共通商品券の取り扱いについてお答えいたします。

下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付要綱に基づく助成制度につきましては、市内建築関連業界の振興を図ることを目的に平成21年度から始まり、平成25年度から市内の経済の活性化に資することを目的に助成金の一部を、助成額の30%になります、これを協同組合下田クレジットが発行する共通商品券で交付することとしておりました。

なお、今回の件を受けて要綱を改正しておりまして、現在は全額現金交付としております。

議員のご質問にもございましたとおり、協同組合下田クレジットが破産手続の開始を静岡地方裁判所下田支部に申し立て、また商品券等の使用が停止されております。8月20日には東海財務局により債権の申し出の公示がされ、同日から10月31日までの73日間が債権の申し出期間として定められております。

債権の申し出の方法は、1つ目が東海財務局に郵送で送る、送付すること。2つ目が静岡財務事務所の窓口を受け付けすること。3つ目が東海財務局が下田市内に会場を設けて行う現地受け付けの、その3方法のいずれかを選択できるようとなっております。

なお、下田市内の現地受け付けですが、今週、今日から実施されておりまして、今日、明日が開国下田みなとにおいて、あさって、しあさって、14、15日は市民文化会館において実施されております。

また、受け付け期間終了後の予定としましては、平成30年12月下旬頃に配当表の公示、来年、平成31年5月頃に還付の実施が計画されていると東海財務局の担当者より聞いております。

下田市としましては、商品券使用停止後、直ちに関係各所に事実確認、情報収集を実施しまして、顧問弁護士に今後の対応等について相談させていただいております。

では、ご質問のまず1点目から、商品券を利用していない助成対象者の数、総額につきましては、平成25年度以降の助成対象者146名に対し、6月28日付でお知らせするとともに、

共通商品券の保有について調査を実施したところ、9月4日時点で42名が商品券を保有。報告のありました額面金額の合計は92万3,500円となっております。

ご質問の2点目、商品券の額面どおりの還付がされず、交付要綱にある金額の助成を受けられないこととなる場合における当局の見解につきましては、先ほど申し上げました顧問弁護士への相談におきまして、共通商品券を含む住宅リフォーム振興事業助成金を交付した時点で、下田市として行うべき手続は履行されていると判断されるとの回答をいただいております。しかし、必要に応じて、市として可能な範囲での対応はすべきであると考えております。

今後の対応につきましては、現在は、先ほど申し上げましたとおり、東海財務局による還付手続の期間中でありまして、これが10月末まで受け付けしておりますので、東海財務局が実施する下田市内における還付手続に協力しつつ、広報や市のホームページによる周知等に努めるなど、還付手続の状況をひとまずは注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうからは、公有財産の管理・活用についての旧樋村医院の活用、それから統合後の中学校施設の活用方針について答弁させていただきます。

旧樋村医院につきましては、平成23年3月に、土地、建物の寄贈を受領いたしました。市では、この財産の利活用について検討するため、平成23年5月に庁内関係課による検討委員会を設置いたしました。検討委員会において土地、建物の活用について検討を行いましたが、耐震診断の結果や文化財指定がされている状況を考慮すると、建物の活用は困難との判断に至りました。また、検討委員会では、今後の幼保再編、庁舎建設等の大型事業が控えている状況で、事業費の確保が困難であることから、当面は建物の解体や整備は行わず、史跡案内看板の設置の整備のみを実施することといたしました。

以後、市として具体的な検討を行っておりませんでした。幼保再編、公民館の統廃合、中学校の再編等によって生じる公共施設の全体的な活用調査が必要となったことから、平成29年に公有財産有効活用検討委員会を設置し、この委員会の対象施設として検討を再開いたしました。

委員会におきましては、体験拠点施設、企業誘致施設等の活用案が出されておりますが、現時点においては、建物活用の可能性について再確認をするため、耐震診断及び補強工事の実施について関係機関に相談しているところでございます。具体的には、当初の耐震診断に

おきましては、建物全体を1棟として診断したことから、使用困難との診断が出ておりましたが、本物件が病院棟と住居棟の2棟で構成され、2棟の診断状況に大きな差があり、住居棟については耐震診断、補強工事が可能との見解が示されていることから、旧住居棟について再度建物の活用が可能かどうかについて検討しております。

本物件は、下田らしい海浜景観に囲まれた立地にあり、その活用にはさまざまな可能性が期待されます。しかし、敷地が文化財の指定を受けており、建物を解体して再建築は困難であることから、まずは耐震診断や補強計画等による建物利用の可否について確認作業を行いながら、並行して有効活用方策の検討を行ってまいりたいと考えております。また、議員ご指摘の有志の方々のご意見も傾聴してまいりたいと考えます。

続きまして、統合後の中学校施設の活用につきましては、現在、関係課により組織する公有財産有効活用検討委員会により検討を進めております。現時点においては、周辺環境を含めた状況の整理と、将来的な利活用の可能性について検討を行っております。

下田東中学校は、校舎からグラウンドの部分が借地、体育館部分が市有地となっています。このうち、校舎は老朽化が進行しているため、用途廃止後、解体の方向で検討しております。体育館は十分耐用年数も残されていることから、存続させる方向とし、体育館と関連した敷地の利活用方策を検討しております。

稲生沢中学校は、現在、新庁舎の設計が進められていることから、最終的な活用可能範囲が決まった段階で具体的な活用計画の検討を行う予定です。公共施設や公共的機能の移転、再配置等も対象としながら検討を進める予定でございます。

稲梓中学校は、伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ近くという立地になることから、将来的な交通アクセスに大きな期待がされます。委員会においても、企業誘致等の事業用地としての活用が提案されております。しかし、現在、公有財産有効活用検討委員会による検討と並行して、稲梓地区では伊豆縦貫自動車道建設発生土の利活用による用地造成も予定されておりますので、これらとあわせて土地、建物の有効活用、機能の適正配置という視点で、中学校の活用方針を検討していく予定でございます。

いずれにいたしましても、3中学校ともに平成33年度末で用途廃止となりますので、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合性を図りつつ、屋内運動場も含め貴重な公有財産として、地方創生による活性化や適正な公共サービスの提供を実現できるように、市民の声を聞きながら、それぞれの有効活用を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） それでは、私のほうからは、文化会館の管理運営についての中で、市民文化会館の小ホール可動式の壁が開かなくなっている状況について、今後の改修方針、また市民文化会館の衛生器具について不便を来していることの現状をどのように捉え、どのように対応するのかというご質問に対してご答弁申し上げたいと思います。

まず、議員ご質問の小ホールのスライディング扉につきましては、当初、オープンスペースにいたしまして、黒船祭での自衛隊、米海軍音楽隊による演奏会、またコンサート、展示会などと、外との空間を利用いたしましてさまざまな利活用がされていたと記憶しているところでございます。

しかしながら、平成17年頃に保守点検業者より、スライディング扉の不具合の指摘を受けまして、その後、開放していない状態が続きまして、平成21年度において3枚だけ取り替え工事を実施いたしましたけれども、ほかの扉は未改修となっております、現在、余り利用されていない状況でございます。

今後の改修方針でございますけれども、確かに小ホールのスライディング扉を改修することにより、当時とは生活のライフスタイルも変化しておりますので、住民ニーズも多様化していることから、違った空間の利用を企画するアイデアが生まれてくる可能性があると思いますので、利便性向上及び利用者増加にもつながっていくと考えられますけれども、この施設は長年経過していることから、施設整備の老朽化が著しく、機能や利便性でさまざまな問題を抱え、抜本的な設備の改修、もしくは更新による整備が必要となっており、これには多額の費用が必要となることから、改修内容の優先順位をつける必要がある中で、まず優先的にやらなければならない内容につきましては、文化会館につきましては舞台を中心とした施設でございますので、利用者の安全確保を最優先に考えまして、また利用者が快適に利用できるための設備改修及び舞台関連機器などの更新を行うなど、安定した舞台環境を提供いたしまして、市民サービスの維持向上を図っていかねばならないというふうに考えております。いずれにしても、今後、指定管理者側の意見も聞きながら協議しまして、改修計画に盛り込むよう検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、文化会館のトイレ改修につきましては、冒頭、市長が申し上げたとおりでございますけれども、今後、どのような改修方法がよいのか検討いたしまして、平成31年度当初予算の確保に努めていきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 力強いお言葉をいただいた部分もありますけれども、ひものロードについては、財源、やりようによっては4億円ぐらいの事業になると思いますけれども、一刻も早く用地買収、補償というのはありませんので、あくまでも今の道路敷の中での勝負ですので、できるだけ早く実現していつてもらいたいと思います。

交付金事業にのるように一刻も早く、県の担当課と十分協議をして、早目に来年度要望を出すように努力してもらいたいと思っています。

それから、アンケートをやった何だかんだ、アンケートが長くて、実際それが活用されるかどうかちょっとわかりませんが、できるだけ早く事業の意義を十分通りの人に理解してもらって、一刻も早く事業着手してもらいたいと思います。31年度当初予算の工事請負費、15節にのるようにしっかり見ていきますので、よろしくお願いします。

それから、リフォームの助成金ですけれども、あくまでも議会で認めた予算というのは現金です。要綱で、言葉は悪いです。勝手に商品券買ってやりますよと言ったのは、当局側の要綱の設置です。それを今、ペアになったから、弁護士と相談して、手出ししませんよ、見ているだけ、それは余りにも冷たいなど。本来、この方たちは現金もらえたわけですよね。それを商品券にして持っているわけですよね。その間の商売人じゃないですけども、資金運用どうするんだと。1円、2円の商売をやっている人なんてすごいさいますよ。その間の資金運用のこともやはり考えてあげないと、公務員はそういうことを考えませんけれども、商売人は十分考えていますので、その辺は十分注意してください。

手続のことは調べました。今、私も手続していないのを忘れて、今言われてよかったなと思っていますけれども、私も少額ながら持っています。私が幾ら持っているかというのは、市長を初めもういっていると思いますけれども、商品券出しちゃったら、それで義務を果たしているんだと、そういう感覚ではちょっとおかしいですね、市長。申しわけなかったな、迷惑かけているな、そういうのは本来、言葉としてやったって、ただですから、そういう気持ちをあらわすような市長の意向を、文書が回ってきた時点で、これはまずいよというような、そういう助言をしてやるのが本来だと思っていますけれども、じゃ、申請し忘れたときどうするんだという話もありますけれども、ればたら、ればの話はいいですけども、その辺ももう少しきめ細やかな対応をするべきだなと思っています。

本来、市が買い戻すというか、戻して現金化してやるべきだなと思っていました。それについては、議会、何にも言わないじゃないかというのは最近の風潮ですけども、私は担当

課に行って提案してきました。それについては答え返ってきていませんけれども、温かい対応を全てに関してやはりすべきだと思っています。

単純な事務連絡、事務連絡という言葉も、文字もちょっと気にかかったんですけれども、いたし方ないのかなと思いますけれども、その辺、もう少し注意してやってもらいたいと思っています。

それから、中学校なんですけれども、体育館とかそういうのは利用している話なもので、今後どういうふうになるのかというのは、検討委員会でももう早急にやらなきゃならない、検討しなきゃならない事項ですので、早目にやってもらいたいと。

例えば東中の場合は、あそこはみんな借地なんですよ、ほとんどが。じゃ、防災拠点となっているところをどうするのかという話は、もう33年来ますので、早目に検討委員会でやるのはいっぱいありますよね。市長がさっきから言っていると、検討委員会でやります、検討委員会でやりますという話ですけれども、ある程度集中してやってもらいたいと思います。

それから、樋村さんの建物ですね、前に私も中入りました。担当課長をやっていたので入りました。とても使える代物じゃありません。住宅部分についても、あれを耐震補強なんてとんでもない話であって、もうだめに決まっている話ですから、そんなのは無駄な時間を費やさないで、ほかのことに力を入れてもらいたいと思っています。

樋村さんのところは文化財なものですから、掘ったりなんたりできませんので、先ほど言いましたように、地元の方々も関与したいという方もいますので、計画もできていますので、その辺は生涯学習課長は、また所管課ですので、話を聞くというような姿勢でいてもらいたいと思います。

それから、小ホールなんですけれども、金がかかるからやらないという話だと、先ほどから午前中も結構時間かけてやったんですけれども、議場を最初のプランだと、小ホールみたいにあげるような絵だったというふうに記憶しています。十何年たって、ちょっと故障したらやらない、そういう方針だということで、極めて庁舎のことにも関連してきますので、そういう方針であれば、庁舎の1階の議場をオープンするというのは、まず不可能だと思っていますので、ついでの話ですけれども、再検討してもらいたいなと思っています。

文化会館の水栓器具については、今一遍に全部やれと言っても、すごい数がありますので、せめて、今、喫茶コーナーありますね、喫茶コーナーの左右のおトイレ、あそこが使用頻度一番高いところですので、ぜひともそれだけは自動水栓。ウォームレット、ウォシュレットにしろとは言っていない。ウォシュレットができないものですから、構造的に、ウォーム

レット。それから、フックぐらいは、ただみたいな感じでできますので、その辺の便宜を図ってもらいたいと思います。

年度当初に考えているということですので、またこれも注目していきたいと思いますが、さらに決意をちょっと述べてもらいたいと思っています。

それから、土浜高馬線のほうはかなり難しいなと思いますけれども、赤間丸山線のほうは、市道部分、ある程度広げれば、私がいたとき広げた部分についてもかなりよくなったというのは自負していますけれども、またさらに交渉を重ねて、できるところから、建設課長じゃないですけども、こつこつと、小さいことからこつこつとやっていただきたいと思いますので、その辺の気持ちをもう1回、再度確認したいと思います。これは来年度じゃなくても、今年度、やろうと思えばできますので、できるだけ頑張ってもらいたいと思っています。

それから、先般、知事に要望した、基盤部長のところに行きましたと言っても、なかなかぺっとは来ませんので、そもそも事務所がある下田土木事務所と協議しているかどうか、ここが一番大事なところですので、やはり実践部隊のところに理解をしてもらわないとおかしな話であって、もっと協議をすべきだと思っていますので、その辺の協議の状況を教えてください。

それから、河津下田の道路、余談ですけども、言っているといっても、あれはもうほとんど要望は済んでいて、今、河津のほうがメインに取っかかっている話ですので、全体の交通の流れとしては、下田市としては、あそこは流れが配分していますので、重要だと思っていますけれども、そういうのも把握して発言しているのかどうなのか、その点1点お答え願いたいと思います。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、ひものロードのほうにつきましては、申しわけございません。アンケートのほう、交付金をもらうためにどうしても必要な手続ですので、その辺はご理解いただきたいと思います。幾ら計上できるかとか、これからの努力次第のところもありますけれども、平成31年度に幾らかでも工事請負費計上するつもりでやっておりますので、よろしくお願いします。

赤間丸山線のほうにつきましては、近々、担当係長以下職員で、市外にお住まいの方のところにも訪問していく約束も取りつけております。できることからこつこつと、話がまとまり次第、また用地の予算のお願い等させていただくと思います。よろしくお願いします。

本郷西交差点と本郷交差点の関係ですけども、私ども建設課としては、下田土木事

務所の次長さんや担当課長さんとはお話しさせていただいていく中で、都市計画決定された全幅員の整備は、本当に時間かかることかもしれないけれども、そういう中学校統合とかの関係もあるのだったら、暫定断面でもいいから、何かなるべく早く今の状況を改良できる方法も考える必要があるのかなというようなお話はお互いにさせてもらっている、そういう状況でございます。

○議長（竹内清二君） 河津下田線の見解につきまして答弁。

市長。

○市長（福井祐輔君） 商品券の件につきましては、まことに申しわけございませんでしたけれども、気分を悪くしているなら謝りたいというふうに思いますが、これからも還付金につきまして足りないということが出てきた場合には、市としても検討すべきなのかなというふうな気持ちは持っております。これが本当に許されるのかどうかというのも、それは検討しなきゃいけないので、そういうところはご理解していただきたいというふうに思います。

次に、土木事務所と調整しているのかということなんですけれども、毎年、円卓会議というのをやっておりまして、そこで年度のいろいろな調整をさせていただいていますので、大体その進捗具合とか、そういうのは把握できておりますし、また下田市としてもどれだけの負担があるのかというのも、いろいろ討議させていただいておりますので、そのところもご理解していただきたいと。その上で県庁に行って、本庁に行って要望活動したということでございますので、ご安心いただきたいというふうに思います。

小ホールのトイレの洋式化等につきましては、やはり洗浄器をつけたり、そういうことをしなきゃいけないというふうに考えておりますので、恐らくトイレの一坪一坪は小さくなっていると思いますので、そういうところからも、広さもちょっと改修していかなきゃいけないんじゃないかということも考えておりまして、来年度予算で全部やるということじゃございませんので、逐次整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 文化会館ですけれども、ウォシュレットを要求しているわけじゃありませんので、構造的にウォシュレットはつけられないのは知っていますので、ウォームレットにしてくださいと、そういう話、温かくしてください。

それと水栓、手回しじゃなくて、自動水栓にしてくださいと。

あとフックなんて、あれは幾らかな、1,000円しないと思いますけれども、狭いもので、

ドアがぶつかるからやらないという、会館の人はそういうご意見だったんですけれども、一応できるだけ考慮してやってください。

それから、円卓会議でやっているという、その話ですけれども、円卓会議がどういうものか僕も十分知っています。何回も何回もやっていますので、円卓会議で細かい中身の話なんというのは、できる時間と内容じゃ、多岐にわたるので、そういう内容じゃありませんので、内容については、やはり土木事務所に顔を出して、よく理解してもらって、予算づけ等、お知恵をかりるとか、そういうことは十分していかないと、事業成り立っていきませんので、静岡県の関与というのは大変大きいものがあります。補助事業でも、国から静岡県の枠が来ます。その中の配分は県がやっています。ですので、県ともよく意思疎通をしてやっていかないと、なかなか下田市の事業進捗というのはうまくいきませんので、その辺は市長、十分留意してやっていただきたいと思います。

それから、商品券の還付については、例えばさっき92万3,000円ですか、大体40万円ぐらいがペアになると思っていますけれども、その辺のことは十分予測できますので、その対応方は十分詰めて、もう実際目の前に来ているので、その辺はやっていただきたいと思います。

無駄なお金を使った話、結果論ですけれども、その辺を一般市民の方に背負わせている話ですので、本来もらえるお金がもらえなかったという現実を十分把握して、よりよい方策を今から検討して、還付されなかった部分についての対処、どういうふうにするかというのは、また十分練ってください。また12月の委員会あたりで伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（竹内清二君） これをもって4番 滝内久生君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時 0分休憩

午後 3時10分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎会議時間の延長

○議長（竹内清二君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（竹内清二君） 次は、質問順位 2 番。1 つ、荒増区の新設について。2 つ、新庁舎設計提案について。3 つ、太陽光発電事業の現状とその対策について。

以上 3 件について、13 番 沢登英信君。

〔 1 3 番 沢登英信君登壇 〕

○ 1 3 番（沢登英信君） 議長にご紹介いただいた順に一般質問の主旨質問をしたいと思います。日本共産党の沢登英信でございます。

まず、荒増区の新設について。

平成29年 8 月 6 日、相玉区臨時総会が相玉 4 組荒増組、相玉 5 組堀之内組を除く 1 組から 3 組の出席のもと開催され、過去四十数年、つまり昭和30年代から継続されてまいりました相玉行政区を変更する議案を決議しております。

案件の内容は、現行の相玉行政区から荒増区域、堀之内区域を削除する。

附則、この行政区の変更は、平成29年10月 1 日から施行する。

提案理由の一部を紹介しますと、「このたび両地区の組長から、運営に異議の申し立てがあり、議論を続けて参りましたが折り合いがつかず、相玉区から両地区が離脱する旨の発言があり、両地区を代表する方々の発言であり、関係各庁（市）の意見を聞き慎重に協議した結果、最終的に離脱を受け入れることにしたものです。」としております。

一方、荒増組では、平成29年 9 月23日、組員数16人中15人が出席した荒増組臨時総会が組長宅で開催され、荒増組長が荒増区長に就任することを可決しております。また、荒増区長代理者も選出がされております。

堀之内組は箕作区の規約が変更され箕作行政区の堀之内組として加入したと聞いております。事実でしょうか。どのようなになっているのか、まずお尋ねをいたします。

そこで、このような分離した経緯について行政報告がされておられません。2 年前以上から議論がされていたのではないかと思います。どうして市当局は行政報告をなされなかったのか。また、その経過表等の資料を今議会に提出をしていただきたいと思うものでございます。

さて、その原因について、異議の申し立てとは何か。異議を議論したから分離とは一般的には考えにくい、そこにモラルハザードの行為があったと思うわけであります。当局及び市長は、このことをどのように認識をされているのか。市当局はこの問題をどのように解決しようとしたのか。そのかわりについてお伺いをいたします。

荒増区の区設立の対応と堀之内区が箕作区に編入されるという違った対応になっておりますが、どうしてこのような違いが出てきたと当局はお考えでしょうか。それぞれの問題点についてお尋ねをいたします。例えば行政区といいますと、当然地域の消防活動、共有地の管理、あるいは区としての存続とその役員体制等がどうなっているか、継続性があるのかどうか吟味がされてまいる必要があろうかと思うわけであります。

4点目としまして、相玉荒増祭壇会計（葬儀用祭壇）やその事業について、この会計がどのような問題を持っているとお考えでしょうか。また、第3者による調停が必要と思いますが、市当局はそのような意思を持っているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

5点目としまして、改善、検討すべき方針（方向）について、どのようにお考えでしょうか。今は難しいと思いますが、荒増区は相玉区4組として戻る方向がよいのではないかと私は思うものであります。

次に、基本的な物の考えとして、区とは何でしょうか。「地縁による団体」には町内会、自治会、その他の呼び名があります。それと行政区であります。

下田市行政協力委員設置規則で定められている行政協力委員、市長が区長を協力委員に委嘱すると定められておりますが、その関係はどのように理解をしているのかお尋ねをいたします。

第4条では、協力委員は、次の各号に関する事務を担当し、市行政に協力する、こう定められているところであります。

- 1、市民に対する通達連絡事項の周知徹底に関すること。
- 2、簡易な調査、報告に関すること。
- 3、災害時における調査、報告等に関すること。
- 4、その他市長が行政の円滑な遂行上依頼すること。

この4点が列記されているところであります。

さて、この間、落合区と箕作区の合区が話題になったことがあると聞いております。人口減少の今日、相玉4組、荒増組長が荒増区長となり、相玉区長も参加されている。行政区長連絡会等に参加していることに、これでよいのかという思いがいたしますが、市長の所見をお伺いいたします。

むしろ、分区していくのではなく、合区をしていくということが人口減少の中で、今、行政上必要な考え方、方向ではないかと思うわけであります。

それに伴いまして、行政協力業務委託契約（1年契約）はどうなっているのでしょうか。

行政協力業務委託料は、均等割 1 区 8 万円、区内の組数掛ける 3,000 円、世帯数掛ける 200 円となっておりますが、平成 30 年度の荒増区の委託料は幾らでしょうか。また、相玉区の委託料は幾らでしょうか。組数では、荒増区が 1 組、相玉区が 3 組、宇土金区・椎原区・落合区が 4 組、他はそれ以上であります。大きな区は、岩下 70 組、河内 45 組、広岡西・吉佐美が 43 組みとなっているわけであります。

この委託料はどのような性格のもので、何の目的で支払っているのか、改めて確認をさせていただきたいと思うわけであります。区長の手当というか、報償費的な意味があるのでしょうか。組長についても、各世帯についても同様でしょうか。そうでないなら荒増や堀之内の組長が主張した根拠がないと言えるのではないかと思います。

荒増区の設立を認め、行政協力委員にしますと、他の行政協力委員から疑問の声が上がってくると思うわけであります。例えば均等割 8 万円、3 組で 1 組は 2 万円にするとか、一律世帯数掛ける 1,000 円にするとか、そういう公平性を保つ改善が必要ではないかと思うわけであります。

次に、新庁舎設計提案についてを質問いたします。

新庁舎建設問題について、議場は 1 階がよいのか、あるいは 3 階がよいのか、議員がクレームをつけている。文句を言わず早くつくれと、このような歪曲されました意見があり、大変残念に思うところであります。そこで、新庁舎設計提案の問題点を是正をしてまいるための質問をしたいと思うわけであります。

昨年 9 月 29 日議会において、庁舎を河内 46 番地の 1 他 7 筆 4,523 平米に移転する庁舎位置条例は、国道に接道せず、3.5 メートルも低い三角形の袋地で、安全性も利便性・経済性と疑問があるとして否決がされました。ところが、福井市長は、3 カ月後の 12 月定例議会に同じ案で提案をされました。

しかし、このときは、閉校後の稲生沢中学校 1 万 2,000 平米の敷地を擁し、この 4 階建ての校舎・体育館、あるいは技術棟・グラウンドを庁舎として利用する方向を示したわけであります。そして、位置条例は可決がされたと、こういう経緯を踏んでいるわけであります。私は、これで平成 32 年度庁舎完成の日程はなくなったと感じました。

なぜなら、稲生沢中学校の閉校は 33 年度であります。建設ができた後の 1 年後ですから、実際にこの中学校を使うということになれば、さらにもう 1 年、平成 34 年の供用ということにならざるを得なくなると思うわけであります。

中学校の利用を提案しておきながら、その中学校をどう使っていくのかということの議論

をなくして建設をするというような無謀な行為に、市長は走ろうとしているのではないかと
思うわけですが、稲生沢中学校が学校として使われている現在、やはり急がずに、改
めてきっちりと検討し直す、こういうことが必要ではないかと思います。市長見解をそこ
でお尋ねをするものであります。

この間の平成29年10月には、下田市新庁舎建設基本計画が策定をされました。この基本計
画の理念に基づき、プロポーザルが実施されたわけであります。業者を選定するという目的
であります。その目的と、閉校後の稲生沢中学校の活用につきましては、下田市新庁舎建設
設計・工事監理業務特記仕様書、いわゆるプロポーザルの条件では、「隣接する市立稲生沢
中学校は庁舎完成後の約1年後の平成34年3月をもって閉校となる予定となっているが、閉
校後の活用は未定である。校舎・体育館・技術棟の有効利用は検討する。校庭の来庁者駐車
場としての利用は、不可とする。」こう言っているわけであります。庁舎等は利用計画を立
ててもいいけれども、敷地は建ててはいかんと、どうしてこのようなプロポーザルの条件を
つけたのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

稲生沢中学校の使っていない空き地を利用すれば、長方形型のコンパクトで利便性のよい、
使い勝手のよい庁舎が設計でき、水害対策としての水路のつけかえも可能になると思うわけ
であります。

また、1億2,000万円もかけて人工地盤をつくり、駐車場を確保する設計となっております
が、正面2階には10台、1階には35台の公用車駐車場しか確保できないわけであります。
基本設計では90台必要とされておりましたが、プロポーザル案では70台です。職員の駐車場
80台以上も必要ではないでしょうか。1億2,000万円もあれば、駐車場用地の購入がしま
すし、稲生沢中学校跡地の利用も検討ができようかと思うわけであります。ピロティー方式
にして費用をかける必要は全くなくなると思うわけでありますが、このような問題点の設計
変更をしようという姿勢を市長はなぜとらないのか、お尋ねをしたいと思うわけであり
ます。

基本計画で設置が必要とされております健診施設、検診室・消毒室・相談室、あるいは調
理室など除外がされており、稲生沢中学校閉校後の施設を使用する計画となっております。
これでよしとしたプロポーザル選定委員であった副市長の見解をお尋ねしたいと思うもので
ございます。

まさに、必要な健診施設を排除しておいて、その場所に展示室や喫茶室をつくるという
ことをよしとする。そして隣接してプロムナード、散歩道をつくるんだと、このような発想、
考えをよしとした理由はどこにあるのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

誰が考えても、こんな設計がおかしいと、こういう指摘がなぜできないのかと、こう思うわけであります。

市長は8月29日の市議会の全員協議会で、トップダウンではなく、ボトムアップの姿勢で進めてきたと明言をされておりました。しかし、大幅な設計変更には応じないと表明をしております。なぜでしょうか。この姿勢こそ、まさにトップダウンの姿勢ではないかと私は思うわけであります。自分と意見の合わない議員等の意見は聞き入れないと映ります。

議会の議員は、最初に市民が足を踏み入れる、この庁舎の場所を窓口事務、あるいは執務室にするのが当然だと、至極当たり前の意見を述べていようかと思うわけであります。

市長は、プロポーザルの提案どおり進め、来年3月議会では否決も覚悟で、自らの支持者7人を市議会議員選挙に立候補させ、庁舎建設を押し進めるのではないかという人がおりますが、どうでしょうか。

私は、福井市長はそのような人ではないと思いますが、念のためにお尋ねをしたいと思うわけであります。

公の施設ではない庁舎を市民の集いの場とする理由について、この8月29日、市長は、庁舎は公の施設ではないが、公共施設等総合管理計画で公共施設を3割減らすので、市民の集いの機会を奪うことのないよう、庁舎の未利用時の有効活用は必要と答弁をされました。

総務省が策定を求めています公共施設等総合管理計画の主なるものは、下田市においては公民館の廃止であります。中央公民館を除いて全て廃止するんだと。そして、中学校を1校にする、このことに象徴されていると思います。

そこで、このような市長の見解は、私は本末転倒であると思うわけであります。なぜか、稲生沢地区にはどのような公共施設があり、どこを減らし、新庁舎をもって代替をしようとしているのか、明確にしていだきたいと思うわけであります。

稲生沢の公民館、ここを潰して、公民館の内容を庁舎に代替させるんだと、これはまさに本末転倒ではないでしょうか。公民館を残して、公民館活動をより活発にすることこそ必要なことではないかと思うわけであります。

市民ゾーンは期日前投票や確定申告、各種展示会に活用する。市の業務で利用しないときは、市民に利用していただくという説明をされました。1階の下田プロムナード、いわゆる散歩道幅員7.2メートル、延長20メートルあるわけで、約150平米には、平米当たり40万円を掛けますと約6,000万円、展示室と喫茶室で320平米、40万円を掛けますと1億2,960万円、議場の汎用化で、コンサートができる、あるいは講演会ができる、移動式の机を格納できるよう

な施設をつくるんだと、こういうことを実行してまいりますと、2億円からの費用を余分にかけるといことになるのではないかと思うわけであります。

そして、さらに人工地盤に、先ほど言いましたように1億2,000万円もかける、まさに無駄遣いの庁舎をつくろうとしている、こう指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

展示室や喫茶室、どうしても市民ゾーンが必要というなら、稲生沢中学校の校舎を利用してはどうかと思うわけであります。

庁舎の横に市民文化会館がある、あるいはコンサートホールがあるという自治体はございます。現に稲生沢中学校の体育館が空くということになれば、そこでスポーツをするような人が集まる場所はできるわけであります。展示室や喫茶室が学校施設を使ってできないはずがないと私は思うものであります。

そして、どういうわけで健診施設を削除するのか。議会を校舎に持っていてもいいのではないかと私は思うわけであります。何人かの議員もうなずいているところであります。何で、この5,000平米の稲生沢中学校を使うということで安くできると。したがって、面積も削減できるんだと、こういう条件を提示しておきながら、稲生沢中学校にどういう施設を持っていったらいいのかを十分検討しないまま、必要な健診施設を技術棟に持っていくという結論を一方的に出すようなこの事態は、納得がいかないところでございます。

私は、華美な市長室ゾーン、市長室31.7平米、市長休憩室17.34平米、ユニットシャワー室、専用トイレ付、市長応接室28.8平米、合計77.84平米、副市長室が28.8平米、合わせて106.64平米。これに対し、正副議長室は兼用で41.27平米、つまり倍以上の面積の広さであり、待合室23.58平米、市長室への通路29.23平米、秘書室19.03平米のこの合計は178.42平米であります。53坪以上を擁している。59坪になろうかと思うわけであります。まさに知事室並みの市長室である、こう指摘をせざるを得ないと思います。設計の見直しはできないのでしょうか。

また、より一層無駄を省く努力を当局に求めたいと思います。現庁舎は、本館、別館、教育委員会、落合浄水場等の書庫の合計をしましても3,617平米であります。ところが、当局案は4,631.82平米。これに健診施設450平米を足しますと5,081.82平米となるわけであります。人工地盤やピロティーを含めました床面積を合計しますと6,800平米であります。延べ床面積で1.9倍、現行の1.9倍、3,183平方メートルも広がっているわけであります。5,081平米と比べてましても1.4倍、1,464平米も広がっております。今の庁舎が手狭なので広げたいということは考えられますが、まさにどう考えても1,000平米は余分である、こう言わ

ざるを得ないと思います。

平米当たり40万円を掛けますと、4億円も余分な費用をここに使っていると、こう指摘せざるを得ません。先ほどの計と合わせまして6億円からの余分な費用を使って3階建ての庁舎をつくる必要があるのかと、こういう無駄を省く努力をより一層当局に求めてまいりたいと思います。

新庁舎の出入り口にも問題があります。現プロポーザル案では、下田方面から来庁する車は、国道414号から入れますが、下田方面に帰るときは、この入り口からは出られません。北側出入り口から出ることになり、そして交差点を右折して下田方面に帰ることになります。これは国道に右折レーンがないからだと思います。また、稲梓方面から来る車は、北側出入り口、ハンディホームセンター側の市道蓮台寺停車場線からであります。したがって、国道414号を手前の交差点（ゆのもと橋）を右折して、北側出入り口から入ることになります。交通安全上の対策は必要がないのでしょうか。大変危険な通路であると指摘をせざるを得ないと思います。

次に、太陽光発電事業の現状とその対策についてをお尋ねいたします。

7月6日、西日本豪雨は、広島、京都、岡山、愛媛などで被災者を多く出しました。甚大な山津波が集落を襲い、土砂災害、河川の氾濫、浸水による被害で死者200人を超えていると報道がされているところではないかと思います。

広島では、山裾まで進む宅地開発が被害を大きくしたと指摘されているところであります。

7月29日のこの台風12号は、伊勢市に上陸して、東から西へ逆方向で、17時には豊前市に再上陸しました。そして、熱海におきますこのホテルの食堂が高波で破損し、浸水したという報道もされているところでございます。

9月4日の台風21号は、近畿や四国、東海、北陸を中心とした猛烈な風雨となり、近畿沿岸では高潮による被害が出ておるところであります。浸水被害が発生し、関西国際空港の様子や、強風により屋根が吹き飛ばされた様子も報道がされているところと思います。

9月6日発生の北海道胆振地方を震源とします震度7の地震に関し、7日の北海道庁は、18人が死亡、既に20人以上が死亡という報道もされているところですが、心肺停止が2人、19人が安否不明になっていると発表されております。また、余震が100回を超え、土砂崩れが多発し、停電の事態も迎えているわけであります。

近くは、この9月1日に、東伊豆町の火災で、一家5人のうち4人が死亡するという不幸な事件が起きております。

このように地震、津波、台風、火災、大変な被害が襲ってきているわけではありますが、そこで、太陽光発電事業の災害対策上の現状についてお尋ねをいたします。

土砂災害、水害、水質汚濁等の危険はないのでしょうか。どのような対策を業者及び行政、市町村はとっているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、「下田市自然環境、景観と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」が6月議会で可決され、10月1日施行となりますが、その広報についてお尋ねをいたします。

業者に周知するだけでなく、この条例の趣旨は、関係住民が業者と話し合い、協定書等をつくり、解決していく道を示しているのが本道だと思うわけであります。そうしますと、関係住民の皆さんにこの条例の趣旨を周知徹底するということが非常に大切になると思うわけでありますが、どのように進められているのか、進めようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

調和に関する条例があらゆる土地利用要綱による指導や景観条例による指導は要らないということではないと思います。条例があるからほかの法令や条文は要らないということではなく、この太陽光の規制は多方面からチェックをして解決を図る必要があろうかと思うわけであります。

このような観点から見ますと、「下田市水道水源保護条例」は、リゾート法や宅地開発だけでなく、鉱業を対象としております。鉱山鉱業を対象としておるわけであります。太陽光発電のこの開発様式は、山林の全ての木々の抜根、根まで掘り起こし、砕石業のような、また鉱業にも似たような開発をしてまいるわけであります。

そこで、下田市水道水源保護地区（稲梓地区）の鉱山鉱区はどうなっているのか。また、かつて鉱業がどのようになされていたのか。山を掘り返せば、やはり鉱毒が出るという心配をしなければならないと思うわけであります。したがって、太陽光発電につきましても、水量・水質に影響しないなどの見解は当然とれないはずであります。

さきの議会では、水質・水量に問題がないので、この水源保護条例の対象にしないと、こういう答弁を水道課長からいただいているわけでありますが、再度きっちり調査をしていただき、水道水源保護条例に太陽光発電の規制もきっちり対象として検討していただきたいと、こう要請をするものであります。

以上をもちまして主旨質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、沢登議員のご質問にお答えします。

まず最初に、相玉区から荒増区と堀之内区が分離したということに関しましては、これは私は、相玉の総会で、荒増区と堀之内区を分離すると、分区をするという、相玉区が決めたんだというふうに報告を受けております。

次に、区長と行政協力委員との差異でございますが、区長は、私は任意の団体であるというふうに認識をしております。

次に、新庁舎の建設の件で、私が3月の時点で否決されて、それで私の多数派を7人ぐらい立候補させるんじゃないかというふうなことをおっしゃっていましたが、驚いてるのは、火のないところにも煙が立つんだなというふうに驚いているんですが、私はそういうことを画策した覚えもないし、またそういううわさが仮に本当だったら、私の周辺で後援会の方々がそういうふうにして動いていただいているなら、私はやはり次の選挙は、市会議員の選挙は、そういうところが恐らく争点になるだろうということで、先見の明を持ってやってくれているんじゃないかと。そして、そういう大変策謀家であるというふうに私は敬意を表しなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。だけど、これが現実にならないように、私は3月までかかって予算案を計上するときに皆様をお願いして、ぜひ可決に至るように持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力をお願いしたいというふうに思います。

次に、私が議員の意見を聞かないで突っ走っているんじゃないかということをおっしゃっていましたが、やはり私は市民のためを思って第一に政策をしなきゃいけないというふうに考えているんですね。それで、議員の皆さんとも議論しながら進めていっているつもりでございます。そういった面で、私のフィルターから、市民のためにならないというものについては、順番を遅らせたり、優先順位を下に下げたりするということで市政を進めているというつもりでございますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。あと細部は担当課長がお答えします。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、私に対するご質問があったようでございまして、ご質問のご趣旨は、プロポーザル選定委員会に一委員として参画した私に対して、選定に対する私の個人的見解を求められているものと考えております。

住民の代表である議員のご発言は大変重いものがございまして、私どももご質問に対しては十分尊重しまして、真摯に対応することを心がけておるところでございます。

しかしながら、このたびのこのご質問は、一審査委員の選定に対する個人的見解を求めているものでありまして、回答することは適当ではないものと考えております。また、内容について回答することは、守秘義務違反にもなりますので、まことに申しわけございませんが、答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうからは、荒増区の新設についてについて答弁をさせていただきますと思います。

まず、相玉区から荒増、堀之内が分離した経緯についてということでございますが、行政区としての相玉区は、相玉、荒増、堀之内の3地区により構成されておりました。稲梓地区におきましては、基本的に大字単位で行政区を設けておりますが、当時の各地区の人口等の状況からこうした形態になったものと推察されます。

平成29年4月、相玉区から区の総会に向けた役員会において、区費、役員手当等の取り扱いについて、荒増、堀之内から疑義が提示されたとの相談がありました。その後、市も協議に加わり、その対応について区役員、両組長等による話し合いが継続されたものの、解決には至りませんでした。

8月、相玉区の総会において、荒増、堀之内を分離する行政区の分区に関する決議がなされ、同月、荒増、堀之内を含む相玉区民全員に対する説明会が開催されております。

9月、荒増は、臨時総会を開催し、荒増区の設定を決議いたしました。

平成30年3月、箕作区の総会において、堀之内を統合する決議がされました。

以上が相玉区分区の経緯でございます。

続きまして、その原因及び市当局のかかわりについてご答弁申し上げます。

今回の件は、長年、地域の慣習として行ってきた区費、役員手当の取り扱いに対する疑義を原因としております。市といたしましては、人口減少が進む中で、行政区や地域コミュニティの維持を図るためにある程度の行政区の規模が必要との考えから、現体制の維持に向けて関係者の意見聴取や解決策の提案等を行う協議の場を設定するなど、行政区存続に向けたお願いをしたところでございますが、調整に至らなかったものでございます。

続きまして、荒増の対応と堀之内の対応の違いと問題点について。

今回の3地区につきましては、環境、防災等の住民活動は自主的に各地区で実施されております。一部共有の会計の処理が残っていると聞いておりますが、今後、関係者による話し

合いで解決していただけたと考えております。

荒増区の役員につきましては、当然限られた区民での運営になり、将来的に役員の選出等が困難になることが想定されますが、荒増区には設立の相談において安易な廃止等がないようにお願いをしております。

続きまして、改善、検討すべき方針について。

他の地区でも起こり得る問題であり、今後どのように対応していくのかというご質問についてですが、今回の件に基づく今後の市の方針であります。人口減少が進む中で、行政区や地域コミュニティーの安定かつ継続的な運営を維持していくためには、ある程度の行政区の規模が必要であると考えております。また、住民の意識や生活形態の多様化が進む中で、区への加入率やコミュニティー意識の低下も深刻な課題となっておりますので、今後、下田市区長連絡協議会との連携を図りながら適切な対応を検討していきたいと考えております。

続きまして、行政協力業務委託契約の再検討についてということでございますが、行政協力委託は、市からの広報配付、行政連絡事項の伝達、防災や環境に関する活動の実施等の業務をお願いするもので、各区の委託料の算定基準は、議員もおっしゃってございましたけれども、均等割が8万円、組織割が3,000円、これは1組ですけれども、世帯割が1世帯200円となっております。

今回の分区に際しましても、均等割額の検討も行いましたが、既存の小規模区への影響が出ることから、平成30年度は現行基準で算出したところでございます。

行政協力委託につきましては、市と地区住民を結ぶ重要なものと認識しておりますので、今後も円滑な業務の実施が確保できるように業務内容、委託金額等について適切な検討を行ってまいりたいと存じます。

次に、新庁舎設計提案についてでございますが、プロポーザルの意義と閉校後の稲生沢中学校の活用について。

口述のほうでは、校舎・体育館・技術棟は有効活用とし、校庭の来庁者駐車場利用は不可とした理由はということかといったような内容についてご答弁申し上げます。

まず、プロポーザルによる設計業者選定の意義と目的につきましては、基本計画等に基づく下田市新庁舎建設の考え方を最も理解する事業者を選定することにより、設計コンペよりも自由度の高い設計をすることができるものでございます。

選定し、委託契約を締結した業者、安井・池田・堀越英嗣ARCHITECT5の設計提案は、下田市の考え方に合致し、その後の設計に関する協議において、現提案を大きく変更

しなければならぬ要素はありませんでした。

平成29年9月、12月議会の一般質問におきましても、中学校施設を活用し、コスト縮減を図るようご意見をいただきました。それらを踏まえてコスト縮減につながるように、プロポーザル条件に学校施設の有効活用を加え、要件を整理いたしました。しかしながら、学校の閉校は、新庁舎開庁の約1年後であり、全ての駐車場は中学校敷地で賄い、約4,500平方メートルの新庁舎敷地には駐車場が設けられていないといった提案では、開庁から1年間は駐車場がない状態となってしまうことから、駐車場としての校庭利用は不可としたものでございます。

続きまして、健診施設が閉校後の稲生沢中学校の施設を利用する計画について、選定委員である、すみません、これは副市長のほうからお答えできないということで、すみません。

健診施設につきましては、新庁舎の開庁時には別の場所で代替し、中学校閉校後に改めて整備することで検討しております。一時的には不便を強いることになるかもしれませんが、学校施設の中で最も新しい技術棟を有効活用することは経済的だと考えております。

市町村保健センターは、過疎債の対象となっております。保健センターの定義は、おおむね健診機能と同義でございますので、学校施設の利用が可能となる平成34年度の緊急防災・減災事業債の期限後でも、整備については有効な起債制度が使えるものでございます。

次に、市長室ゾーンなど華美ではないかということと、それから現延べ床面積3,617平方メートルと比較してこれだけ必要なのか。無駄を省く努力をすべきではないかといったご質問ですけれども、新庁舎の延べ床面積は、基本計画において、旧起債基準等を参考にした一般的な建築規模の5,500平方メートルから6,500平方メートルとし、新庁舎の想定規模を5,700平方メートル内外といたしました。その後のプロポーザルでは、将来の人口減や可能な限りコスト縮減を図るため、設計条件にさらにコンパクトな5,000平方メートル以下といたしました。

近年整備された人口1万8,000人から3万人程度の市庁と比較した場合、職員1人当たりの面積は、平均より二、三割程度小さく、現段階で延べ床面積4,600平方メートルと非常にコンパクトなものとなっております。入庁する職員数、文書量、法令基準への適合などを考慮しながら検討しております。

現庁舎はエレベーター未設置、車椅子が回転困難な「だれでもトイレ」、プライバシー保護が不十分な窓口カウンターなどの面積的な課題が多くあり、この現庁舎の延べ床面積と新庁舎の延べ床面積を比較することは不適切と考えております。

また、平成29年9月、12月議会においても、中学校施設を活用し、コスト削減を図るようご意見をいただき、それらを踏まえてプロポーザル条件を整備しております。

また、市長室につきましては、来庁するお客様に失礼にならないことも考慮しながら、華美にならないよう対応してまいります。

続きまして、新庁舎本体に市民ゾーン等を入れずに校舎を活用すべきではないか。また、プロムナードを配置した理由は何かといったようなご質問に対して答弁させていただきます。

市民ゾーンに関しましては、各選挙における期日前投票や確定申告など、多くの市民が短時間に集中するような利用を想定し、使用しないときには市民開放することを考えております。期日前投票等については、住基システムとも連携することから、庁舎内に配置し、技術棟を健診ゾーンに改築することを予定しております。プロムナードに関しましても、北側駐車場と健診ゾーンなどの中学校敷地をつなぐ市民動線として、平常時、災害時の活用など、利便性が高いと判断しております。また、稲生沢中学校の校舎以南の活用方針が未定ですが、将来的に公共スペースとして整備された際にも、動線としてプロムナードが有効と考えております。

人工地盤を1億2,000万円かけても駐車台数は70台というようなご質問ですが、あと土地購入を検討すべきでないかといったようなご質問ですが、これに答弁させていただきます。

駐車場につきましては、基本計画で90台必要としておりますが、庁舎建物同様に、将来の人口減なども考慮し、過大とならないようプロポ要件を70台以上といたしました。現在の計画案では75台程度となっております。

人工地盤は高額に思われるかもしれませんが、延べ床面積に算入されるものであり、緊急防災・減災事業債の対象となっておりますので、交付税措置の対象でございます。経済性を優先的に追求しつつも、市民、職員の使い勝手、将来の可変性などを総合的に判断し、大きなメリットがあると考えております。

続きまして、交通安全上の対策は必要ないのかという質問に対しては、蓮台寺駅前交差点との距離等を踏まえ交通安全に配慮し、車両等が安全に出入りできるように国道側の左折での出入りと、蓮台寺停車場線側からの出入りを検討しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、公共施設等総合管理計画に基づき3

削減らすと言っているが、具体的にどこを減らすのかというふうなご質問に対して答弁させていただきます。

平成29年3月に下田市が策定いたしました下田市公共施設等総合管理計画において、今後40年間で917億円が必要とされております。全公共施設の保有量、延べ床面積の30%を削減することを目標としており、現在、下田市個別施設計画策定プロジェクトチームというのを立ち上げ、計画案の検討を現在進めているところでございます。来年度、平成31年度半ばの策定を目標と協議を進めております。

ご質問の具体的にどこをというふうなご質問ですが、現段階では検討を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 私のほうからは、太陽光発電事業の関係で、まず水質汚濁等の危険性に対する、災害対策の現状、どのような対策を今とっているのかということに関しまして、定期的なパトロール等は行っていないのですけれども、濁水の発生などの通報があったときには、現地を確認し、事業者に指導を行っております。

加増野の開発中の事業につきまして、濁水流出の連絡を受け、現地を確認した結果、沈渣施設を設けてはいましたが、泥のしゅんせつが適正に行われていなかったことにより、下流に濁水を流出しておりました。先日、事業者を呼び、事業区域外へ濁水を流出させることのないよう対策をとることを指示したところでございます。

田牛地区の現在施工中の太陽光発電につきましては、造成内容の変更に向け、県と市で協議を行っているところでございます。

白浜の旧道につきましては、先日、景観まちづくり条例による届け出の提出があり、審査中となっております。

椎原につきましては、進展が見られない部分がありますので、また引き続き指導してまいる考えでおります。

あと太陽光関係の条例の広報（周知）についてということですが、条例の周知につきましては、事業の実施に当たり、条例を含む法令の規定を遵守しなければならないとされており、事業者さんが相談に見えたときには、景観まちづくり条例とあわせお伝えしているところで、またホームページにも情報を公開しており、市民の皆様への情報提供もあわせて行っております。また、10月以降に予定しております市長と語る会におきましても、条例の

施行についてはお知らせしたいと考えております。

それと、すみません、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例があるから、土地利用の指導要綱による指導や景観まちづくり条例による指導は要らないということではなく、あらゆる面から一体的に指導、解決していくことで進められることになると思いますというご質問の関係ですけれども、太陽光の条例で届け出を提出してもらって同意をするに当たり、同意をする条件として、土地利用指導要綱の承認を得ることと、景観まちづくり条例による適合通知書を受けていることを条件に同意することとしておりますので、まさしく議員のおっしゃるとおり、あらゆる面から指導していくことになると思います。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、3番目の太陽光発電事業の現状とその対策についての中で、下田市水道水源保護条例のことについて触れておりますので、お答えさせていただきます。

下田市水道水源保護条例第8条第1項の規定によりまして、下田市浄水場上流域における下田市の区域としまして、大字落合、箕作、須原、宇土金、椎原、北湯ケ野、相玉、荒増、堀之内、横川、加増野の全地域を指定しております。現時点におきまして、その区域内での鉱業、鉱区はございません。

議員ご承知とは存じますが、鉱業とは鉱業法の適用を受ける鉱物——これ41鉱種ございます——の試掘、採掘を行うほか、製錬等の附属事業でございます。

太陽光発電事業に関しましては、電気事業法の適用を受けるものでございます。

日本標準産業分類によりますと、鉱業は中分類の05鉱業に分類され、太陽光発電事業は、中分類の33電気業に分類されております。

議員の質問の中で、下水道課長が太陽光の水質、水量、太陽光は影響ないというご質問があった件でございますが、私の答弁の仕方が悪いのかわかりませんが、太陽光、水量、水質について調べたところ、事項がなかったということがありまして、そこはその中で、議員ご存じだと思いますが、条例の中の9条にて事業基準を決めなければならない。その基準を定めることが難しいということで、条例の中にできないということを申し上げたところでございます。

太陽光につきましては、6月定例市議会でお答えさせていただきましたとおり、下田市自

然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例での対応と思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（竹内清二君） では、ここで10分間休憩いたします。

午後 4 時 7 分休憩

午後 4 時 17 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

沢登議員、答弁漏れ等、もしございましたら。

○13番（沢登英信君） 荒増区の新設について、箕作区の新設を含めて開設区の新設も含めて、その経緯を、経過表を明らかにしていただきたい。前もって出していますので、今日間に合わないとしたら、ぜひとも経過表を作って今議会に提出いただきたいと。これはこの点についての答弁が全くないと。

それから、荒増区は平成30年度予算で荒増区に幾らの委託料を払うのか。相玉区に払うのかこういうことを聞いておりますが、この答弁もいただいております。

それから、区とは何だという質問をしております。地縁による団体であると思っっているんですけども、行政協力委員規則で行政連絡委員、区長をもって行政連絡委員にするという規則が下田市で定められているわけですので、その内容を読んでいるものだということでも明確にしているわけですので、それとの関係を明らかにしていただきたい。

まさに組長が区長になって、こんなのはどう考えたって納得できないと思うんです。

○議長（竹内清二君） はい、ありがとうございます。

それでは、質問順位1番の口述書によりますと、Ⅰの①の部分、続いてⅡ番の①の部分、続きましてⅢ番の①の部分、この3点について答弁漏れということで、この3点についての答弁をお願いいたします。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 申しわけございません。

まず、経過表等の資料の提示をいただきたいということですが、用意はしてございます。口述をいただいておりますので、口述の中に記載があることは十分承知しておりますけれども、通告書の中にはとりあえずないということで、口述しない場合も含めて対応したいということで、事務局には預けてありますので、今すぐにでも配付することはできますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、続きまして、区とは何ぞやというお話だと思いますけれども、自治会といったような地域の皆さんの集まりですよね、まず区という単位というのはね。区長さんというのは、その皆さんから選出された、その会を代表する方だというふうに考えますが、あくまでも地縁の団体等で法人格を持っているところについては別ですけれども、法人格があるわけではないので、区分としては任意団体というような形になるかと思います。

ただ、そういった形で選ばれた区長さん、皆さんに選ばれた区長さんですので、行政協力委員として行政にかかわることについてのお願いをしているというのが現状でございまして、行政協力委員に委嘱していることと、区長さんを行政協力委員にお願いするというルールにはなっておりますけれども、だからイコールという話でもないのかなというふうな見解を持っております。

それから、委託料の関係ですが、申しわけございませんでした。

荒増区につきましては8万6,200円。それから相玉区につきましては9万8,600円でございます。

そのほかもありましたか。

○議長（竹内清二君） 質問は以上です。

〔発言する者あり〕

○統合政策課長（黒田幸雄君） これは答弁させていただいたつもりではございますけれども、行政協力委託というのは、市からの広報の配付、それから行政連絡事項の伝達、それから防災や環境に関する活動の実施等の業務をお願いするものでございまして、算定基準としては1区均等割で8万円、1組3,000円、それから世帯が1世帯200円というような計算をさせていただいております。

これを仮に試算をしてみても、8万円のところを、均等割の考え方というのは、議員もよくご存じだと思いますけれども、基本料みたいなもので、最低このくらいはなければ、どんなに小さい組織でも、どんなに大きな組織でもやっていけないだろうというようなものもあって、均等割というものを設定しているわけでございまして、これを仮に4

万円とかという形で減額したとしますよね。それで、それを世帯割のほうの200円を400円とかといった形で試算してみました。そうすると、47区があるうちの11区は増額になるんですが、あとの区は現状維持か減額になってしまうわけなんですよね、というような状況が出てきますので、基本料というか、均等割を見直すということは、お願いする業務ができなくなるような形にもなるのかというような見解もありますので、今後いろいろと全部議員がおっしゃったように均等割を取り払って世帯割を増額して、世帯数で払っていくのか、それとも組数ぐらいまでは考慮するのかということは、今後考えていかなければならないと思いますけれども、簡単にやってみただけでも、ほとんどの区が減額要素になってしまって、大きな区にさらに大きなお金がいくような形になるというような現状でしたので、今回については従前どおりの割り振りというような形をとらせていただいたというのが現状でございます。

○議長（竹内清二君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時23分休憩

午後 4時26分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 荒増区の新設について再質問させていただきます。

相玉区長から、総会の開催に向けた役員会で、区費、手当等の使途について、荒増、堀之内から疑義が出されたと、こう書いてございますが、疑義とは具体的に何だったのかと、この説明をいただいておりますので、明らかにしていただきたい。

そして、私の調べた限りにおきましては、この委託料を区長に8万円、組長に3,000円出しているのですが、これは報償費的に考えて、荒増区に、あるいは堀之内区にこの手当が来ないのはおかしいじゃないかと、こういう議論が起きたと、こういうぐあいに理解しておりますけれども、そういうことでいいのかどうなのか。

そして、議論の内容からいって、これだけのことで今まで四十数年も続いてきた相玉5区が、荒増、堀之内が出ていけと、分離するんだと、こんな話には当然ならないと思うわけです。この課題だけではない、モラルハザードの問題があるはずだと僕はこう思うわけです。その実態をつかんでいるのかつかんでいないのか、やはり明らかにしていただきたいと思い

ます。そういうことを明らかにできない限り、この問題は解決がつかないと、こういうことにつながってまいろうかと思うわけです。

それで、やはりそういう意味で言えば、区長をもって行政連絡委員とするというこの規定をしておりますが、この規定は、こういう状態が起きますと考え直す必要があると。区長をもって行政連絡委員とするだけではなくて、さらに条件をつけていく必要があるのではないかと思うわけです。組が16件しかないところが区だと。委託料8万円ですか、8万6,200円払う。こんな形をしていったら、どんどん分区しますよ。こういう事態を引き起こすような手立てをとるべきではないと私は思うわけです。

むしろ市の当時の担当者は、堀之内も荒増も相玉と一緒にやってくださいと、市としてそういうお願いをして5区で回ってきたんだと思うんです。やはり区はそれぞれ町中は100件とか、あるいは50件とか、そういう一定の要件を考えて、区としての要件を、それぞれ地域の人がやるのは結構ですけれども、行政連絡委員としての区のほうは、そういうことを考えていかなければ、役所の関係がおかしくなるというぐあいには言えないんでしょうか、僕はそう思いますよ。

そして、その公平さを求めるということになれば、考え方としては、当然世帯掛ける1,000円にするとか、3区までは5万円プラス区長幾らとかというような、そういう区分をしていかなければ、それはもう70区も45も三十幾つも区があるところと、1区しかないところの区長さんの手間といいますか、そういうものは全然違うわけですから、そういう公平さの配慮を早急にしていこう必要があると思うわけですが、どのような見解を持っているのか。

特にやはりモラルハザードの事件は、きっちり洗い出して、そういうことが、同じ隣り合わせの人たちがいがみ合っていると、それを放置しているなんていう方向は、市長としても、市としても見過ごしていいような問題では私はないと思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、疑義の内容については、沢登議員がおっしゃったようなおおむね内容で、荒増と、それから堀之内については、もともとの相玉区の考え方からすれば、こういうのは本会議でちょっとやりにくいんですけれども、自分たちが本体の相玉区だと、相玉3組が、組数3組あるほうが。荒増と堀之内について、何と言ったらいいたすかね、言葉を選ばせてください。面倒を見ているみたいな、そういった感触というのは、中に入ってあってありました。区長とかも、荒増、それから堀之内には回っていない状況に

なっていたと。総会にも呼ばれていないと。

ただ、協力費みたいな形で区費を相玉の３組よりは安い形ですけれども、集められているというような内容があって、金額の多寡ではなく、集めているのであれば、総会に出るのは当然だろうというようなお話ですとか、そういったことでのやりとりの中でうまくいかなかったというようなことです。

それで、それらについてを我々が仲介というか、間に入って、そうおっしゃらずにうまくやっていってくださいというのは、沢登議員も言ったように、その３地区でもともとやってくれよというのを市が言ったというのと同じように、我々も努力しました。ただ、いかんともしがたい状況で、相玉本体のほうが、その２組について分離しますというようなことを決議したというようなのが今回の流れであります。疑義というのは、だから、そういったような形になるかと思います。

こういうのを明らかにしないと解決しないだろうとおっしゃっていましたが、本会議でこういうのを事細かに明らかにして解決するものではないと思いますので、我々は一生懸命動いていたわけなんですけれども、それでもうまくいかなかったと。

あとは行政協力費の関係、区長に行政協力委員を頼んでいて、沢登議員は、こんなことを続けていたら、どんどん分区して、小さなところで８万円の基本料をいただいてというような話になるんじゃないかというようなお話をされていますけれども、実態としては、大きなところでも、区長のなり手が無いといって困っているような状況がある中で、その考え方は余りにも違うんじゃないかなと思います。

今回の件は、ある意味、特殊だったということであって、このことを例にほかにも波及するだろうというのは、ちょっと違うかなと私は思っています。とは言っても、議員おっしゃるように、金額の見直しというのを考えるべきじゃないかというのは、先ほども申し上げましたとおり、対応できるものについては対応していきたいですけれども、均等割をなくして世帯割に全部シフトするとかというような形をとりますと、先ほども申し上げたとおり、世帯数の大きなところ、そこに大きなお金がさらに行くというような形になりますので、小さなところは潰れてもいいわけじゃないので、ある程度の資金をお渡しするというのは、考え方として大きく間違っているというふうには、こちらは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 今後、分区するようなことはないだろうと、こう予測をしているということであれば、それはそれで結構ですけれども、実態的には、やはり委託料については検討してくださるということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、ですから、行政協力費の理解が報償費的なものだという理解に立てば、何でこの荒増区や堀之内にその分が回ってこないのかと、こういう議論になろうかと思いますが、やはりこの部分の性格は、この4点に限られているわけですから、そういう報償費的なものではないと。区を運営していくのに区に入れて、その区がどういうぐあいに使うか、報償費に使うか何に使うかというのは、そこで決めればいいんだと、こういうものだと思いますから、そういう理解を堀之内区や荒増区の皆さんにきっちり理解していただくということは、僕は必要だと思うんです。そうでないと、無駄な争いが出てくると、こういうことになるかと思いますが、そしてなお、これは2年ぐらいも議論をいろいろしてきたというような経緯が見られると思うんですけれども、どういうわけで、この全協等に報告をしなかったのかと。先ほどこういうことは一般質問にふさわしくないとか、隠しておいたほうがいいとかという姿勢の発言があったかに見えますけれども、やはりこういうことこそきっちり行政と市民とのつながりをどうしていくかという課題の中心的な問題でありますので、きっちり議会に報告をして、こういう残念ながら問題が起きたと。こういう方向で解決していきたいと思うと。こういうことは当然議会に報告すべきことであろうと私はと思いますが、市長、どういうぐあいにお考えで報告しなかったのか。今後も隠していくような姿勢をとるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 全協にどうして報告しなかったかという点でございますけれども、私が報告を受けたのは、相玉区が分区するというのを報告を受けただけでございます、それ以前にもやはり動いていたというのは承知していたんですけれども、なるべくいざこざを治めるといって市はやってきたつもりでございます、解決するものだというふうに私は思っております。

今後どうするのかということでございますけれども、全協でやはりこれから必要があれば、報告をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 先ほど質問した箕作区と堀之内区のほうの規約を改正して、受け入

れられているということではないかと質問しましたがけれども、ここの部分はどうかっているか、ちょっと答弁いただいておりますので、わかりましたら明らかにしていただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 堀之内については、箕作区に一緒になったというような形で聞いてはおります。

以上です。

〔「規約そのものは」と呼ぶ者あり〕

○統合政策課長（黒田幸雄君） 確認していません。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） それでは、庁舎の問題に移らせていただきたいと思いますが、やはり学校の施設をどう使うかという、この議論が欠落していたのではないかなと思うんです。プロポーザルだけの提案で、それを押し進めていこうというところに大きな矛盾点が出てきたのではないかと私は思うわけであります。

そして、この健診施設、健診室や消毒室、相談室、調理室などは、技術棟を使えば安くできるから、そっちに持っていくんだと。しかし、その一方で、本来、庁舎に必要なものであると基本計画で設定をしている健診施設を排除というか、庁舎の中につくらずに、喫茶室や展示室をつくるんだと、ここに物の考え方の問題があるんだと思うんです。本来、必要なものを庁舎に入れずに、事務所等々、庁舎として必ずしも必要ではない、それこそ学校施設を使えば、展示室や喫茶室は十分できるにもかかわらず、1階にそういうものを持っていくんだと。こういう発想をして、この第4案がいいんだと、最良だという、こういう結論を出した。この結論そのものが、今日、議会との対立を生んでいるという、こういうことに経過を見ればなっていると思うわけです。

そうしますと、守秘義務があるから、それについてはお答えできませんよと。まさに責任回避の姿勢そのものじゃないんですか。守秘義務をうたうことによって何を守ろうとしているんですか。副市長自身の責任を守ろうとしている以外に考えられない。

こんな基本計画で健診施設が必要だという結論を出されているにもかかわらず、それらのものを庁舎に設置をしないで、技術棟でいいんだと。プロポーザルは技術棟じゃありませんね。校舎に持っていくんだと。児童図書室や健診施設は庁舎でいいんだと、こういう形になつていようかなと思うんです。ですから、やはりそういうプロポーザルの結果をよしとした審

議委員、なおかつ市を代表する副市長の責任と見解はきっちり私はこう考えたということが表現できなくてまずいんじゃないかと思うんです。守秘義務で隠れるような姿勢は改めていただきたいと思います、いかがでしょうか。この健診施設のことについてご答弁ください。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 恐れ入ります。ただいまの守秘義務のところでございますけれども、プロポーザル選定委員会の委員の皆様につきましては要綱を設けておりまして、その中で、第6条の中で守秘義務というのがございます。ちょっと読ませていただきますと、委員は職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするということで、この要綱だけではなく、行政のほうでは、情報が非常に大事なものにつきましては、具体的には個人情報保護条例、それから情報公開審査会の委員の条例などにつきましても同様でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） プロポーザルの具体的提案について聞いているんですよ。個人の秘密を暴こうなんていうのは、そんな質問しているわけじゃありませんよ。違うんですか、プロポーザルは。1階に喫茶室や散歩道をつくろうというような提案をしていないんですか。それを副市長は了としたんでしょう、いいと、いい案だと。そうしたら、それがどういうわけでもいい案だという答弁ができないでどうするの。そんな無責任なことはないんじゃないかと思いますよ。どうなんです。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） プロポーザルの委員さんは、決してお一人ではなく、複数、特に市民の方から出ていただいております。当然個人の考え方が反映されるものですので、この場合には守秘義務とさせていただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。5分前となっております。

○13番（沢登英信君） 同じ答弁しか出てこないから言いますけれども、プロポーザルそのものはこういうぐあいに言っているんでしょう。プロポーザルの結論については、当局も副市長も市長も責任を持っているんでしょう。これがいいということを言っているんでしょう。特別委員会の中で変更することはできないと、これで進めるんだと、委員に対して副市長は言っていますよ。それがどうしてこれでいいんだということが、その内容を発表できないの。そんなプロポーザルの案であれば、それこそ再検討し直さなきゃならないと、こういうことになりはしませんか。市長、どうです。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） それはそういうことにならないというふうに思います。しっかりと審査委員の立場で私は意見を述べるのは守秘義務に違反するということでございますので、副市長の立場と審査委員の立場というのは、自ずと変わってくるんじゃないかというふうに考えております。プロポーザルの内容については、副市長といえども、私は守秘義務があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 審査委員の内容はブラックボックスに隠していくんだと、こういう姿勢だということはよくわかりました。そういう宣伝をさせていただきますから、そういう審議を運営する福井市政だと、わかりました。

それで、もう明らかに特別委員会の中で指摘がされているわけですから、市長はこれをどのように調整をするのかということは課題となってこようかと思うわけです。しかし、先ほどの黒田統合政策課長の私の質問に対する答弁は、1カ所も訂正するところはないと、このままいくんだと、こういう内容の答弁だと思います。私の質問に対して全てはねのけて、プロポーザルの案が最良なんだと、これでいくんだと、こういう答弁だったかと思うんですが、市長も同じような態度で今後進もうとしているのか、この最後の確認をいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 担当課長も1カ所も変えないんだというふうな答弁はしていないと思うんですけども、やはり大きなところは、全員協議会でもお答えしたとおり、大きなところは大切にしていきたいと。しかし、修正すべきところは、皆さん、本当に今日の特別委員会でいい意見ももらっておりますので、そういうところも調整しながら進めていって、ぜひ3月の予算には皆さんに賛同していただけるようなものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 市長の答弁をうれしく思いますが、具体的にそうしますと、この報告書の中のどういう点を市長は評価してくださっているのか、現時点で答弁できればお答えをいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 全般的にこれから経費を削減すべきだということで、こういうところが、例えばプロムナード、広いところですね、そういうところを検討してまいりたいと。そして、テラスですか、そういうところも構成とか、なるべくお金がかからないように持っていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） これで最後にしたいと思いますが、太陽光の事業につきましては、要望して終わりたいと思います。

ぜひともこの大変な台風シーズンを迎えて、パトロールや等々地元からあれば、チェックしていますよと、こういうご答弁であります。具体的に白浜の旧街道にしましても、いつ崩落してきてもいいのかな、出てくる心配がするような状態になっていようかと思うわけです。ぜひとも強烈にご指導いただいて、そういう事態にならないように前もってお願いをしたいと。

それから、水道水源の条例については、基準をつくるのが難しいということの答弁でございますので、水道課長のところに勉強に寄らせていただきたいと思いますので、ぜひその節はよろしくお願ひしたいと。できるものであれば、調整をして、あらゆる観点からこの太陽光の問題点を指摘し、まちの環境を守ることができるようなまちづくりに協力をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして終わりたいと思ひます。

○議長（竹内清二君） これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひいたします。

お疲れさまでございました。

なお、この後、決算審査の事前協議を午後5時から第1委員会室で開催いたしますので、委員予定者の方はお集まりください。

お疲れさまでございました。

午後 4時50分散会